

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する 令和3年（2021年）実績

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害全体

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績
死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 978人 (2022年) 831人以下	867人 (▲11.3%) ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死亡者数 778人 (▲20.4%)

(災害の発生状況) ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害(89人)を除くと以下のとおりとなる。

ア 死亡者数は、13次防の全ての重点業種(建設業、製造業、林業)で減少した。

イ 事故の型別では、件数の多い「墜落・転落」「交通事故(道路)」及び機械等による「はさまれ・巻き込まれ」等で減少した。

死傷災害全体

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績
死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。	(2017年) 120,460人 (2022年) 114,437人以下	149,918人 (+24.5%) ※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除いた死傷者数 130,586人 (+8.4%)

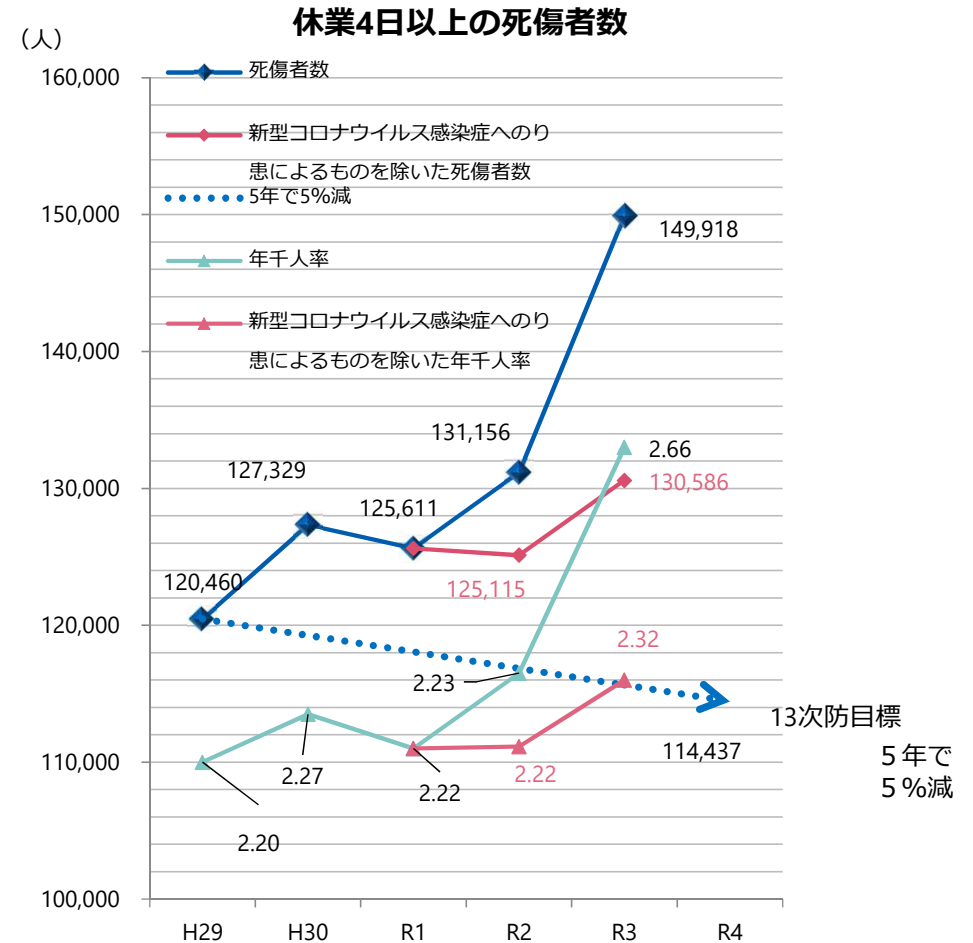
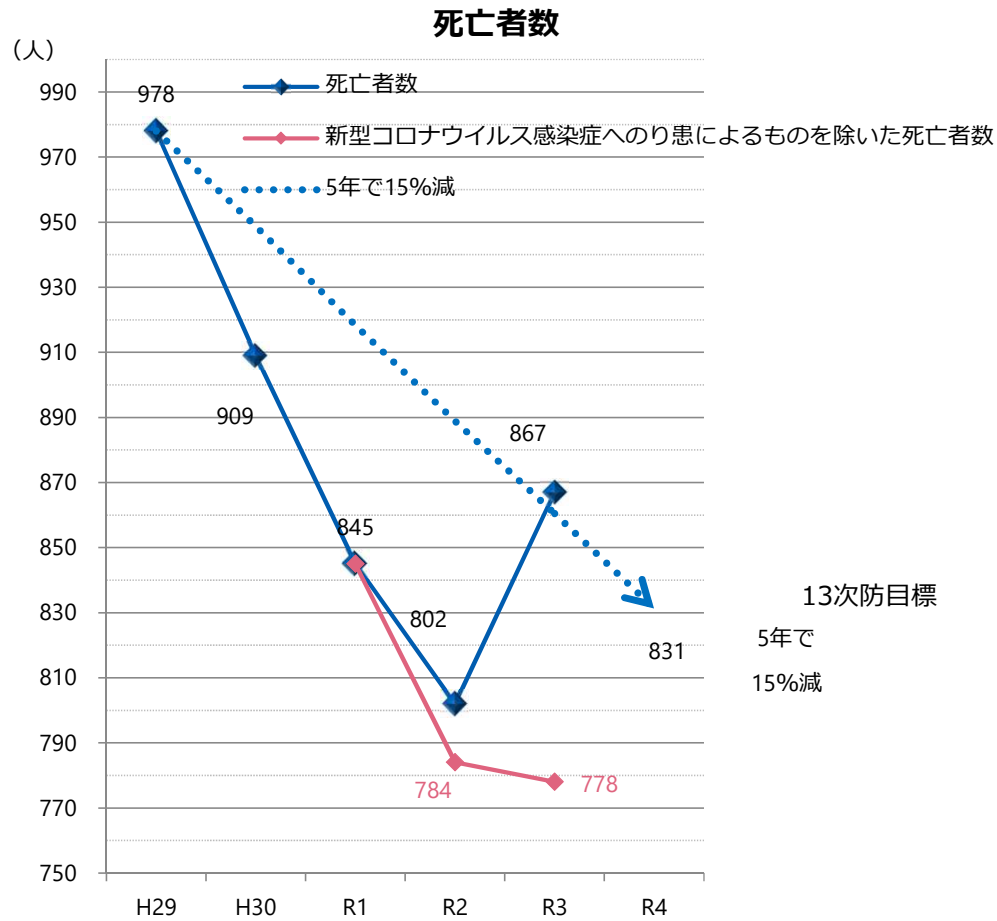
(災害の発生状況) ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害(19,332人)を除くと以下のとおりとなる。

ア 休業4日以上死傷者数は前年比で増加となった(5,471人、4.4%増)。2017年比で増加となった(10,126人、8.4%増)。

イ 事故の型別では、特に「転倒」、高所からの「墜落・転落」、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、死傷者数の多い事故の型で増加した。

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

（参考）労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

重点業種別対策

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績	(新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【建設業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 323人 → (2022年) 274人以下	<u>288人</u> (▲10.8%)	<u>278人</u> (▲13.9%)
【製造業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 160人 → (2022年) 136人以下	<u>137人</u> (▲14.4%)	<u>131人</u> (▲18.1%)
【林業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 40人 → (2022年) 34人以下	<u>30人</u> (▲25.0%)	<u>30人</u> (▲25.0%)
【陸上貨物運送事業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 8.40 → (2022年) 7.98	<u>9.30</u> (+10.7%)	<u>9.09</u> (+8.2%)
【小売業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 2.04 → (2022年) 1.93	<u>2.44</u> (+19.6%)	<u>2.37</u> (+16.2%)
【社会福祉施設】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 2.17 → (2022年) 2.06	<u>4.23</u> (+94.9%)	<u>2.94</u> (+35.5%)
【飲食店】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 2.16 → (2022年) 2.05	<u>2.51</u> (+16.2%)	<u>2.34</u> (+8.3%)

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

健康確保対策

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績等
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。	(2017年) (2022年) 72.5% → 90%	70.3% (▲2.2P)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) 58.4% → 80%	59.2% (+0.8P)
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(2017年) (2022年) 51.7% → 60%	63.2% (+11.5P)

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

健康障害防止対策

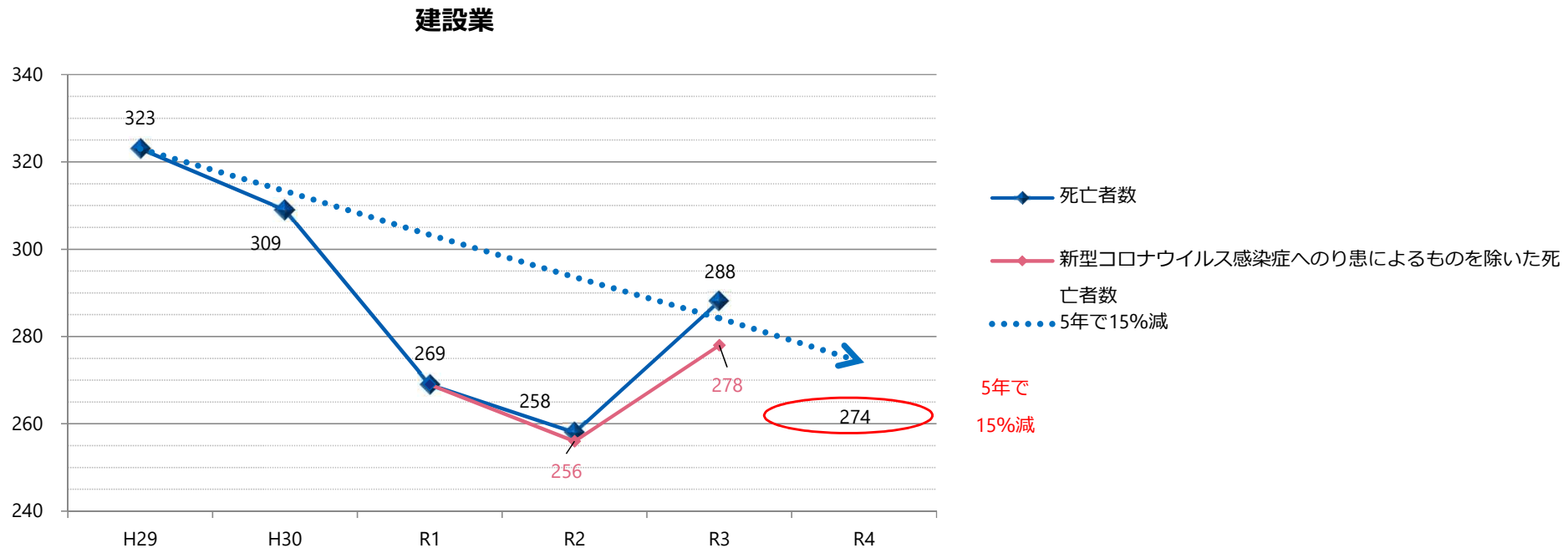
計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績等
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 69.9% (+1.3P) SDS交付 77.9% (+15.3P)
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 第三次産業 0.08 → 0.07 陸上貨物運送事業 0.35 → 0.33	第三次産業 0.10 (+0.02P) 陸上貨物運送事業 0.41 (+0.06P)
【熱中症】 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。	(2013～2017年の合計) 97人 ↓ (2018～2022年の合計) 92人以下	2018～2021年の合計 95人

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績	2021年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【建設業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 323人 → (2022年) 274人以下	288人 (▲10.8%)	278人 (▲13.9%)

(参考) 労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（建設業対策）

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 墜落のおそれのある高所作業におけるフルハーネス型の墜落制止用器具の使用を原則義務化（2019年2月施行）、中小規模の事業主を対象とする「既存不適合機械等更新支援補助金」による更新を支援（2019年度～2021年度）
- イ 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進
- ウ 災害が多発しているはしご・脚立からの墜落・転落災害防止対策のためリーフレット及びチェックリストを活用した指導の実施
- エ 建設業労働災害防止協会との連携により、中小専門工事業者等に対する安全衛生管理能力の向上のための集団指導・個別指導等を実施
- オ 委託事業により、東日本大震災・平成28年熊本地震に係る復旧・復興工事の労働災害防止対策の徹底、東京オリンピック・パラリンピック関連工事現場への巡回指導、個人事業者等に対する安全衛生教育の支援等の実施
- カ 「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」を設置し、建設職人基本法に基づく都道府県計画の策定を促進（2017年度～）
- キ 建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に向けて検討（2018年～）

2021年実績の分析

死亡災害は減少基調にあるものの目標達成には至っていない。2021年の建設業の死亡者数は、墜落・転落によるものが4割程度占めている。その中でも、木造家屋建築工事等での屋根・屋上等の端・開口部、足場等からの墜落・転落災害が約5割を占めている。

- ア 事故の型別では、依然として「墜落・転落」が110人（38.1%）と最多。
- イ 「墜落・転落」による死亡者のうち建築工事業での死亡者は71人（64.5%）。
- ウ 墜落・転落による死亡者は、屋根、開口部等から37人、足場から14人、建築物・構築物が12人、はしご・脚立等から17人となっている。
- エ 30人未満の事業場で発生した死亡災害は、建設業全体の83.7%（241人）。

(参考) 建設業における労働災害発生状況 (事故の型別)

[人]

		H29	H30	R1	R2	R3
死亡災害		323	309	269	258	288
業種別	土木工事業	123	111	90	102	102
	建築工事業	137	139	125	102	139
	その他の建設業	63	59	54	54	47
事故の型別	墜落・転落	135	136	110	95	110
	崩壊・倒壊	28	23	34	27	31
	交通事故(道路)	50	31	27	37	25
	はさまれ・巻き込まれ	28	30	16	27	27
	激突され	23	18	26	13	19
	飛来・落下	19	24	18	13	10
死傷災害		15,129	15,374	15,183	14,977 (14,790)	16,079 (14,926)
業種別	土木工事業	4,015	3,889	3,808	3,963	4,277
	建築工事業	8,306	8,554	8,417	8,194	8,403
	その他の建設業	2,808	2,931	2,958	2,820	3,399
事故の型別	墜落・転落	5,163	5,154	5,171	4,756	4,869
	はさまれ・巻き込まれ	1,663	1,731	1,693	1,669	1,676
	転倒	1,573	1,616	1,589	1,672	1,666
	飛来・落下	1,478	1,432	1,431	1,370	1,363
	切れ・こすれ	1,312	1,267	1,240	1,257	1,339
	動作の反動・無理な動作	880	875	885	947	981
	激突され	734	832	842	791	825
	高温・低温物との接触	210	340	238	289	210

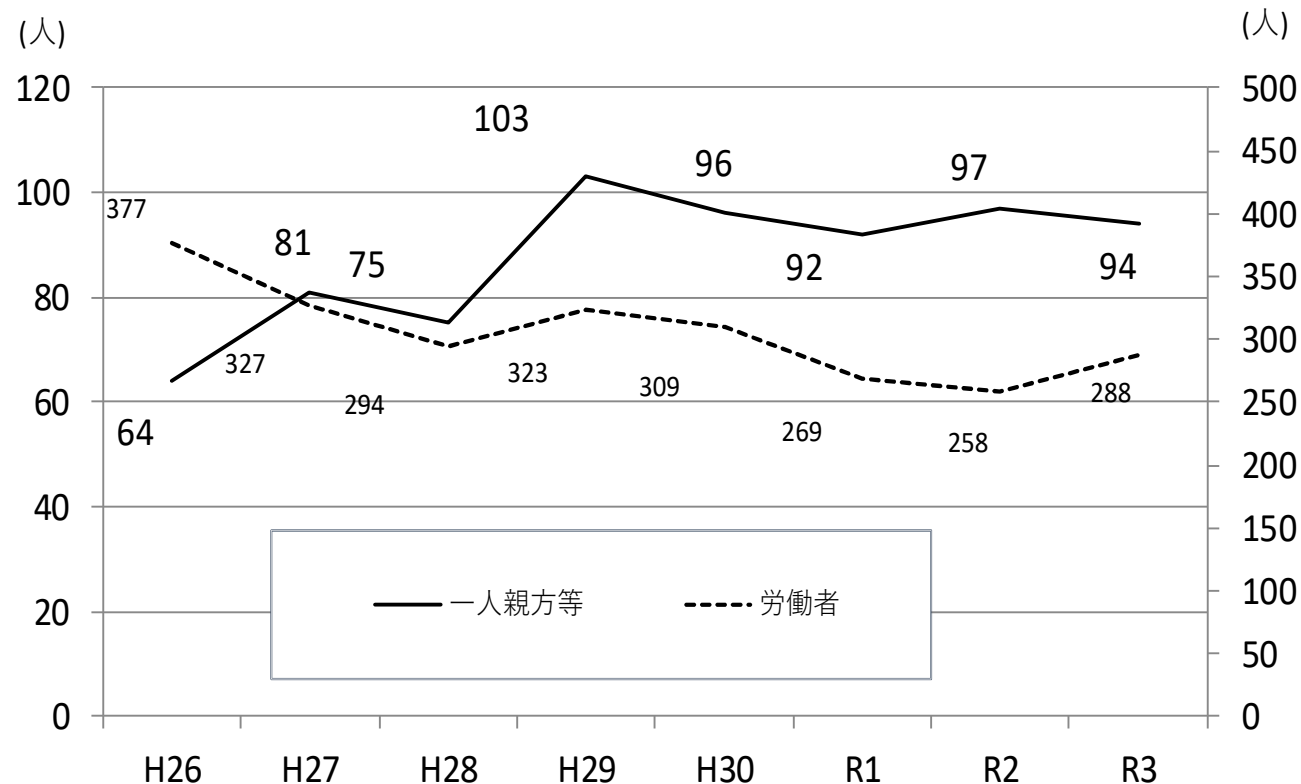
出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

※ () 内は、新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

(参考) 個人事業者等の死亡災害発生状況 (第1回個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会資料 (抜粋))

- ・本資料は、一人親方等の死亡災害について都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計し分析したものである。
- ・なお、一人親方とは、労働者を使用しないで事業を行う者であり、本資料の「一人親方等」には、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者を含めている。

1. 労働者及び一人親方等の死亡災害発生状況



※ 一人親方等の死亡災害の内訳は、一人親方 (51名)、中小事業主 (38名)、役員 (4名)、家族従事者 (1名)。

出典：(労働者) 死亡災害報告
(一人親方等) 厚生労働省調べ (都道府県労働局・労働基準監督署が把握したものを集計)

(参考) 個人事業者等の死亡災害発生状況 (第1回個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会資料 (抜粋))

- ・労働災害比較で、「墜落・転落災害」の割合が高い。(建設工事のみの比較でも高い)
- ・労働災害比較で、土木工事に従事する者の割合が低い。
- ・労働災害比較で、建設工事のうち「鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事」の割合が低い。

2. 事故の型別災害発生状況

	労働者 (建設業)		
	令和3年	令和2年	令和元年
墜落・転落	110(38%)	95(37%)	110(41%)
交通事故 (道路)	25(9%)	37(14%)	34(12%)
崩壊・倒壊	31(11%)	27(10%)	27(10%)
はさまれ・巻き込まれ	27(9%)	27(10%)	26(10%)
激突され	19(7%)	13(5%)	18(7%)
飛来・落下	10(4%)	13(5%)	16(6%)
その他	66(23%)	46(18%)	38(14%)
合計	288	258	269

	一人親方等 (建設業)					
	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
	62(66%)	63(65%)	58(63%)	53(55%)	61(59%)	44(59%)
	0	0	2(2%)	2(2%)	1(1%)	4(5%)
	7(7%)	4(4%)	4(4%)	2(2%)	2(2%)	2(3%)
	3(3%)	5(5%)	6(7%)	5(5%)	10(10%)	5(7%)
	6(6%)	1(1%)	2(2%)	8(8%)	2(2%)	3(4%)
	4(4%)	3(3%)	3(3%)	2(2%)	5(5%)	2(3%)
	12(13%)	21(22%)	17(18%)	24(25%)	22(21%)	15(20%)
	94	97	92	96	103	75

3. 工事の種類別災害発生状況

	労働者 (建設業)		
	令和3年	令和2年	令和元年
土木工事	102(19)	102 (25)	90(25)
建設工事	139(71)	102(56)	125(67)
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	48(23)	34(17)	35(17)
木造家屋建築工事	19(12)	20(15)	29(21)
その他の建設工事	72(36)	48(24)	61(29)
その他の建設工事業	47(20)	54(14)	54(14)
不明・分類不能	0	0	0
合計	288	258	269

	一人親方等 (建設業)					
	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
	11(4)	8(1)	14(5)	16(5)	12(2)	11(4)
	62(45)	65(53)	56(43)	62(38)	63(47)	53(35)
	6(4)	14(9)	8(5)	15(2)	18(10)	9(5)
	22(20)	23(21)	24(18)	29(23)	22(19)	25(18)
	34(21)	28(23)	24(20)	18(13)	23(18)	19(12)
	18(12)	16(6)	15(8)	11(7)	23(10)	9(3)
	3(1)	8(3)	7(2)	7(3)	5(2)	2(2)
	94(62)	97(63)	92(58)	96(53)	103(61)	75(44)

※括弧内は、墜落・転落災害件数

(参考) 個人事業者等の死亡災害発生状況 (第1回個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会資料 (抜粋))

- ・被災した一人親方等の3~4割が元請として自ら仕事を受注している。
→ 一人親方等の保護措置を求める元請等が不在

4. 一人親方等の所属別 (元請・下請別) 災害発生状況

	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
元請	33	26	24	33	31	23
下請	54	56	51	49	57	43
自社	3	2	3	1	1	1
不明	4	13	14	13	14	8
合計	94	97	92	96	103	75

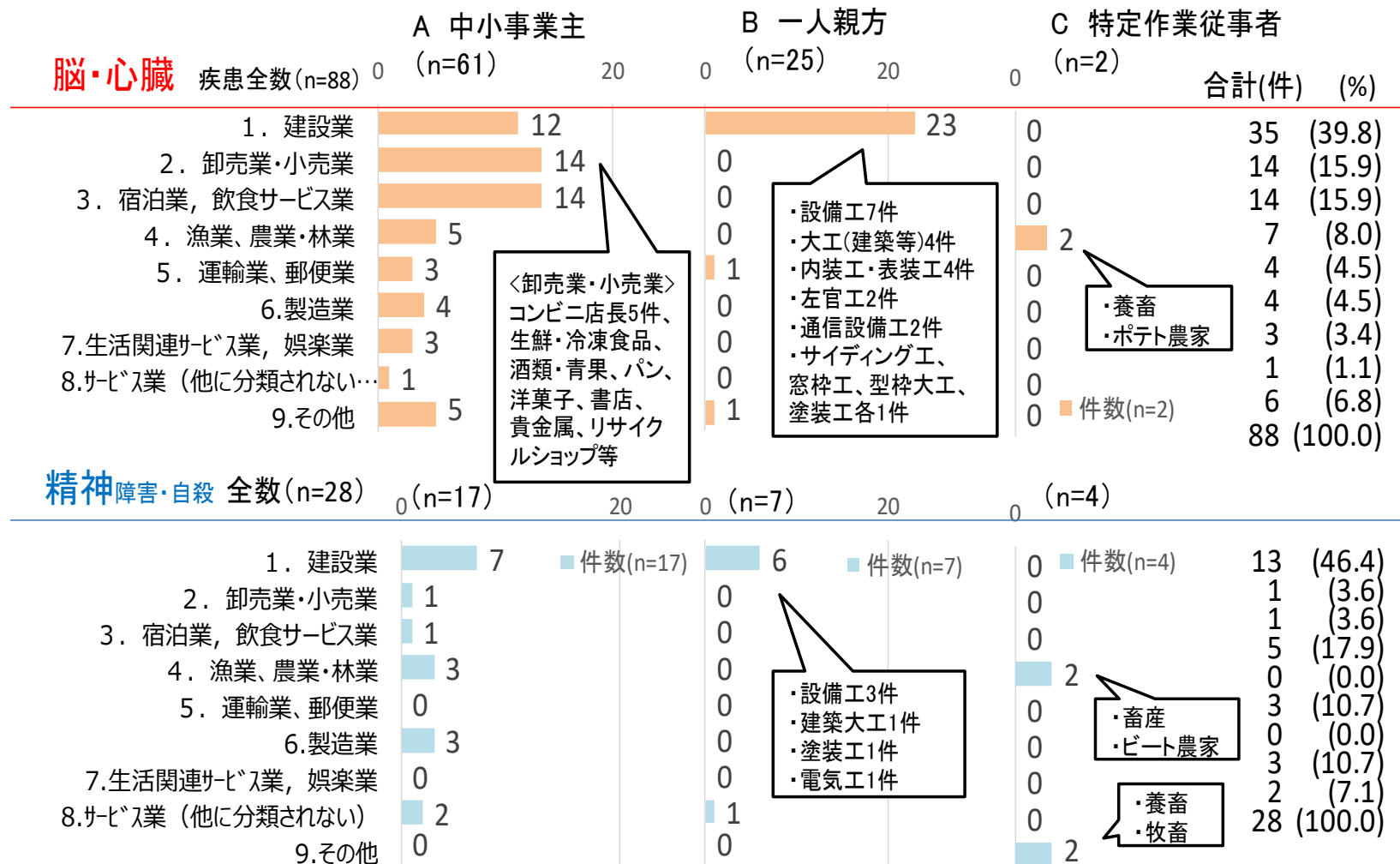
5. 業種別/元請・下請別 労災保険特別加入別災害発生状況 (令和3年)

	元請		下請		自社		不明		総計	
	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者	加入者	未加入者
土木工事	5	3	1	2	0	0	0	0	6	5
建築工事	3	14	27	13	0	2	2	1	32	30
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事	0	0	5	1	0	0	0	0	5	1
木造家屋建築工事	0	9	7	4	0	0	1	1	8	14
その他の建築工事	3	5	15	8	0	2	1	0	19	15
その他の建設工事	3	4	6	3	1	0	0	1	10	8
分類不能・不明	0	1	1	1	0	0	0	0	1	2
総計	11	22	35	19	1	2	2	2	49	45

(参考) 労災保険特別加入者における過労死等の労災認定事案の特徴 (第2回 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会資料 (抜粋))

結果3-2 脳心、精神、加入種別の業種

- ・中小事業主(第一種)は、脳心では、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業が多く、精神では建設業が多いが、それぞれ業種は多岐にわたる
- ・一人親方はほとんどが建設業、特定作業従事者は漁業、農業・林業が目立つ

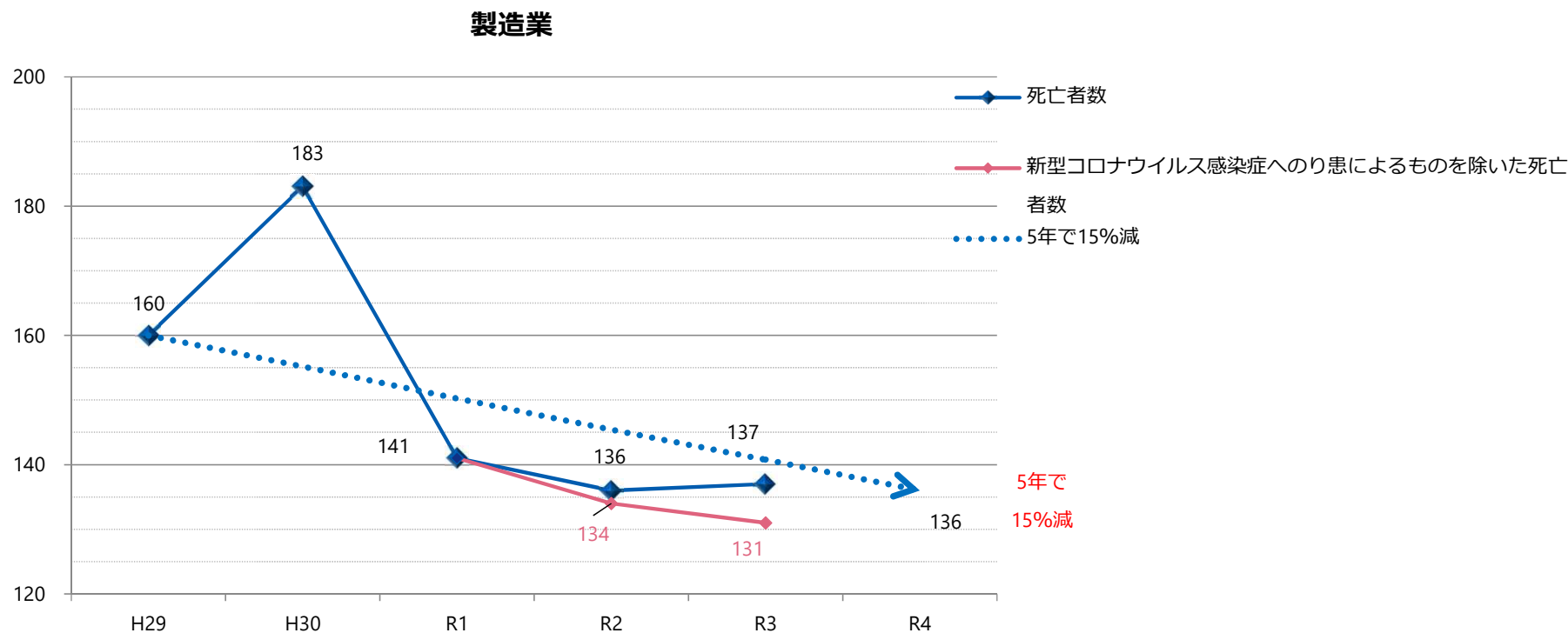


第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（製造業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績	2021年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【製造業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 160人 → (2022年) 136人以下	137人 (▲14.4%)	131人 (▲18.1%)

(参考) 労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（製造業対策）

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が発生した事業場、依然として災害が多発しているクレーン・移動式クレーンを多数設置している事業場に対して、局署による重点的な指導
- イ 労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格発効を踏まえた日本産業規格（JIS規格）の制定（2018年9月）、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正（2019年7月1日公示・適用）
- ウ 機械製造者等の機械制御による安全確保を推進するため、「機能安全指針」（平成28年厚生労働省告示第353号）に関する機械製造者等に対するマニュアルの作成（2018年）及び教育実施要領の作成（2019年）並びにこれらの活用促進のための周知
- エ 労働災害防止に官民連携して取り組む「製造業安全対策官民協議会」を設置・開催し、リスクアセスメント手法の共通手法、教育手法、安全対策への投資の経済的効果等を検討（2017年～）
- オ 危険性の高い機械等について製造時のリスクアセスメントを確実に実施するための方策や、残留リスク等の情報を機械等の使用者に確実に提供する方策、使用時のリスクアセスメントを確実に実施するための方策を検討（2020年～）

2021年実績の分析

概ね目標を達成している。その他関連指標は以下のとおり。

- ア 事故の型別では、依然として機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が最多で全数に占める割合は死亡者数で39.4%、死傷者数で22.7%を占めている。
- イ 死傷者数は、前年比2930人・11.4%の増加だった。
- ウ 製造業の業種別の死傷者数では、食料品製造業が最多の8,890人で、全数に占める割合は31.1%となった。

(参考) 製造業における労働災害発生状況 (業種中分類別・事故の型別)

[人]

		H29	H30	R1	R2	R3
死亡災害		160	183	141	136	137
業種別	輸送用機械等製造業	15	30	13	22	10
	金属製品製造業	23	24	20	17	26
	食料品製造業	23	11	16	13	13
	化学工業	11	18	12	10	12
	窯業土石	20	18	13	10	12
	鉄鋼業	14	16	12	7	14
事故の型別	はさまれ・巻き込まれ	51	48	49	45	54
	墜落・転落	28	29	23	21	25
	飛来・落下	7	12	8	11	10
	激突され	16	15	14	7	11
	崩壊・倒壊	9	20	8	7	2
死傷災害		26,674	27,842	26,873	25,675 (25,330)	28,605 (26,424)
業種別	食料品製造業	7,963	8,162	7,963	7,958	8,890
	金属製品製造業	4,259	4,432	4,186	3,755	4,183
	化学工業	1,990	2,120	2,039	1,993	2,301
	輸送用機械等製造業	1,877	2,043	1,911	1,717	2,076
	一般機械器具製造業	1,701	1,820	1,742	1,532	1,881
事故の型別	はさまれ・巻き込まれ	7,159	7,044	6,959	6,209	6,501
	転倒	5,088	5,637	5,070	5,094	5,332
	墜落・転落	2,842	3,031	2,975	2,943	2,944
	動作の反動・無理な動作	2,433	2,581	2,646	2,595	2,929
	切れ・こすれ	2,523	2,534	2,571	2,320	2,319

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

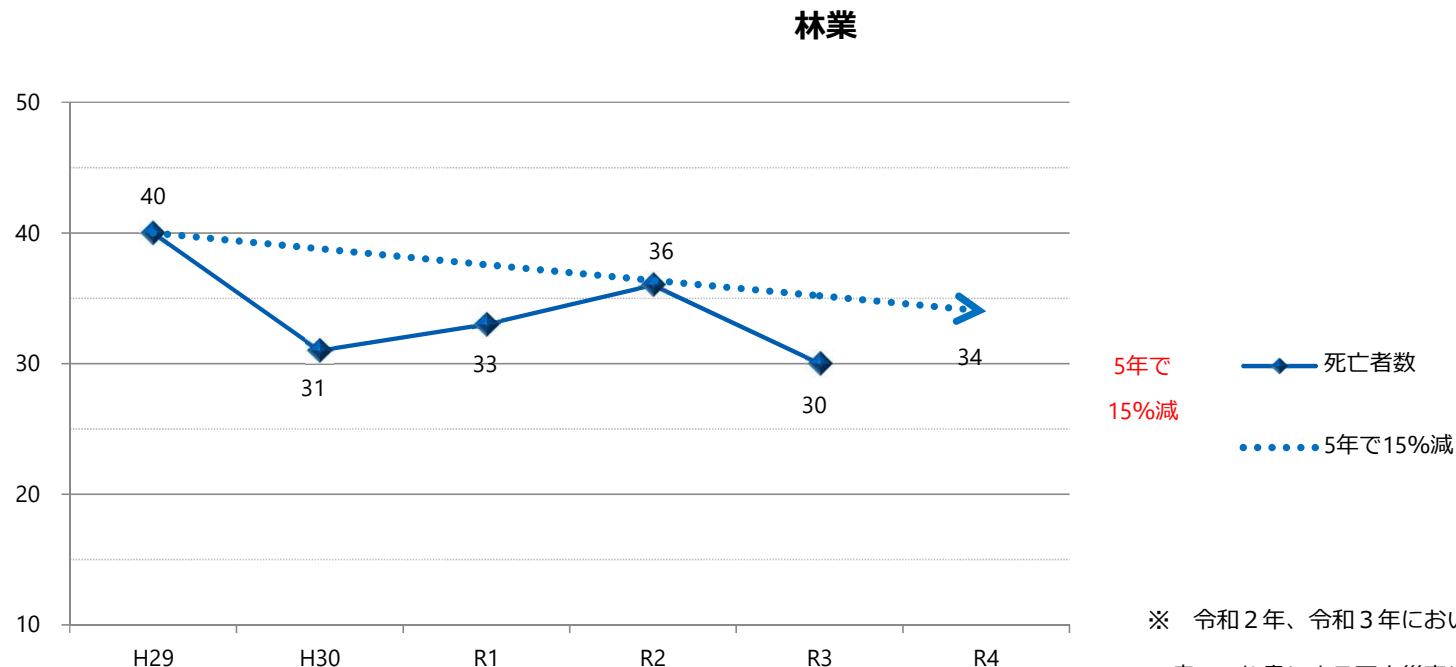
※ () 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（林業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績	2021年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【林業】 労働災害による死亡者数を2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。	(2017年) 40人 → (2022年) 34人以下	30人 (▲25.0%)	30人 (▲25.0%)

(参考) 労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



※ 令和2年、令和3年において新型コロナウイルス感染症へのり患による死亡災害は発生していない。

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

死亡災害の撲滅を目指した対策の推進（林業対策）

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 伐木等作業の安全対策の強化のため、労働安全衛生規則等を改正（2019年8月施行（特別教育については2020年8月施行））
- イ 上記省令改正に関連して、
 - ・ 伐木等作業の安全に係るガイドライン（チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン、林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン）を改定（2020年1月）
 - ・ 「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」を改定（2021年3月）
 - ・ 伐木等作業に従事する労働者の能力向上等を図るため、伐木作業安全対策マニュアルを開発（2019年度）、上記ガイドラインの改定に伴い同マニュアルを改定（2020年度）
 - ・ 「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育カリキュラム」を改定（2020年1月）、概ね5年ごとに能力向上教育を受講するよう勧奨（2020年～）
- ウ 伐木等作業の安全対策を徹底するため、林野庁、林業・木材製造業労働災害防止協会と連携し、指導を実施
- エ 事業主を対象とした安全対策に係る講習会（①改正労働安全衛生規則の動き、②林業の事業運営等）を開催（2019年度～）

2021年実績の分析

死亡災害は前年比6人減少して過去最少（30人）を記録。目標を上回っている。

- ア 事故の型別でみると依然として「激突され」が15人と最多であり、死亡災害の全数に占める割合は50.0%である。
- イ 前年比で「墜落・転落」「崩壊・倒壊」及び「はさまれ・巻き込まれ」は減少したが、「飛来・落下」「激突され」は増加している。

(参考) 林業における労働災害発生状況 (事故の型別)

[人]

		H29	H30	R1	R2	R3
死亡災害		40	31	33	36	30
事故の型別	激突され	21	12	14	14	15
	墜落・転落	3	6	7	9	5
	崩壊・倒壊	6	4	4	5	1
	はさまれ・巻き込まれ	4	1	1	3	1
	飛来・落下	4	5	3	2	4
死傷災害		1,314	1,342	1,248	1,275 (1,272)	1,235 (1,234)
事故の型別	激突され	282	287	305	326	284
	切れ・こすれ	295	237	254	233	239
	飛来・落下	217	224	178	185	170
	転倒	132	160	136	132	139
	墜落・転落	142	174	135	115	156

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

※ () 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

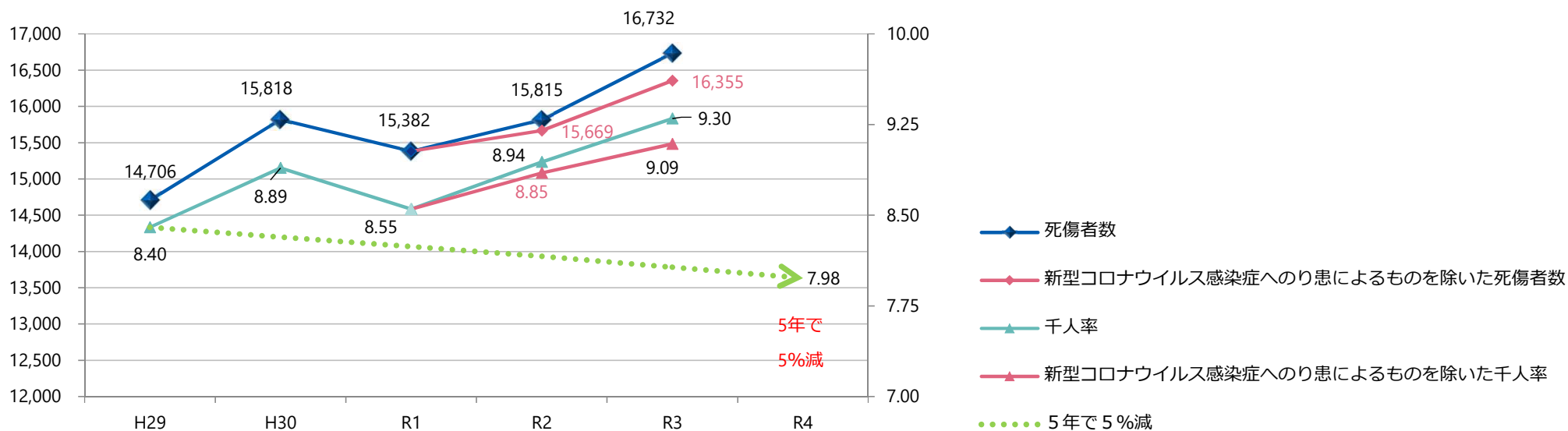
第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（陸上貨物運送業対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績	2021年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【陸上貨物運送事業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 8.40 → (2022年) 7.98	9.30 (+10.7%)	9.09 (+8.2%)

(参考) 労働災害の発生状況（2017年以降の推移）

陸上貨物運送事業



第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（陸上貨物運送業対策）

13次防期間中のこれまでの取組

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）との連携により以下の取組を実施

- ア ロールボックスパレットの取扱いを含む荷役作業安全ガイドラインについての講習会を開催（2018年度～）
- イ 複数の拠点を有する荷主（多店舗展開する大規模小売業等）や荷役災害を発生させている荷主等の事業場を対象に、専門家を派遣し、荷役作業安全ガイドラインに示されている荷主等の実施事項について指導を実施（2018年度～）
- ウ 被災者が50歳以上である荷役災害を発生させた陸運業の事業場を対象に、高年齢労働者の荷役災害防止のためのコンサルティングを実施（2020年度～）
- エ 陸災防本部・支部、労働基準協会、陸運関係者・事業者、荷主関係団体・事業者、行政機関による荷役災害防止のための協議会（荷主等と陸運事業者との連携・協力促進協議会）を開催（2019年度～）
- オ 陸上貨物運送事業における労働災害の発生率が他の主要業種と比較して高いことを踏まえ、関係団体に労働災害防止への一層の取組を要請（2020年8月）
- カ 労働災害が多発する業種（陸上貨物運送事業）の業界団体に対して対策の実施を要請（2021年9月）
- キ トラックからの荷揚げ荷卸しの際の労働災害防止対策の強化を検討（2021年度～）

2021年実績の分析

死傷者数が前年比で917人（5.8%）の増加、平成29年比で2,026人（18.3%）の増加となり、目標達成には至っていない。

- ア 死傷災害を事故の型別でみると「墜落・転落」が最も多く全数に占める割合は26.9%である。
- イ そのうち「トラック」を起因物とするものが68.6%を占めている。
- ウ 近年、死傷災害を事故の型別でみると「動作の反動・無理な動作」及び「転倒」が増加傾向にある。

(参考) 陸上貨物運送事業における労働災害発生状況 (事故の型別)

[人]

		H29	H30	R1	R2	R3
死亡者数		137	102	101	87	95
事故の型別	交通事故 (道路)	57	47	40	32	37
	墜落・転落	19	14	19	18	12
	はさまれ・巻き込まれ	19	10	7	15	11
	崩壊・倒壊	7	3	5	3	3
	飛来・落下	8	4	5	4	5
死傷者数		14,706	15,818	15,382	15,815 (15,669)	16,732 (16,355)
死傷年千人率		8.40	8.89	8.55	8.94	9.30
事故の型別	墜落・転落	4,192	4,410	4,279	4,315	4,496
	動作の反動・無理な動作	2,203	2,404	2,475	2,734	2,984
	転倒	2,240	2,651	2,457	2,604	2,813
	はさまれ・巻き込まれ	1,606	1,674	1,673	1,589	1,605
	激突	1,130	1,164	1,163	1,189	1,212
	交通事故 (道路)	916	890	831	792	839
(参考) 全産業 死傷者数		120,460	127,329	125,611	131,156 (125,115)	149,918 (130,586)
(参考) 全産業 死傷年千人率		2.20	2.27	2.22	2.33	2.66

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

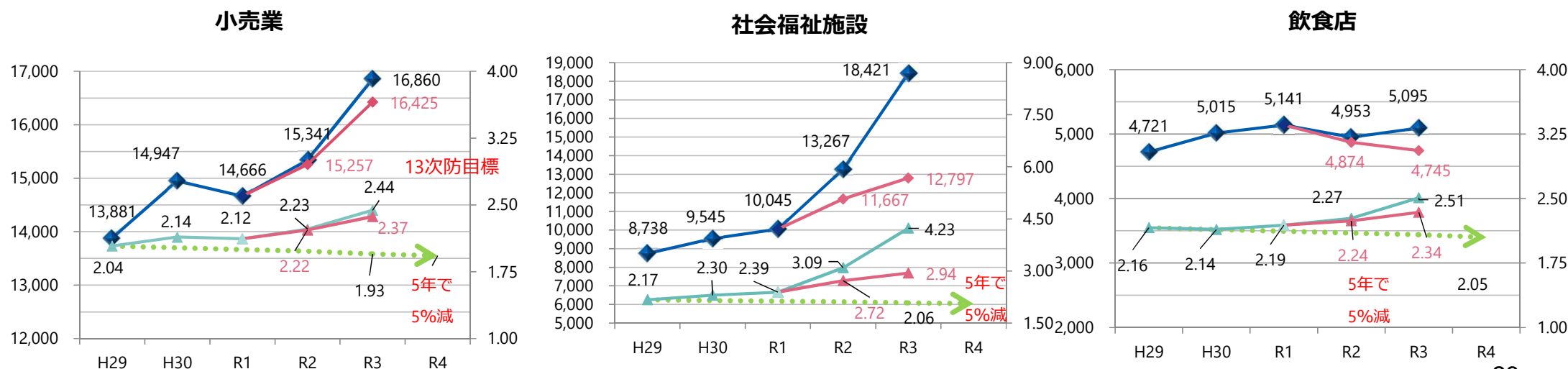
※ () 内は新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（第三次産業対策等）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績	2021年実績 (新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。)
【小売業】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 2.04 → (2022年) 1.93	2.44 (+19.6%)	2.37 (+16.2%)
【社会福祉施設】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 2.17 → (2022年) 2.06	4.23 (+94.9%)	2.94 (+35.5%)
【飲食店】 死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) 2.16 → (2022年) 2.05	2.51 (+16.2%)	2.34 (+8.3%)

(参考) 労働災害の発生状況（2017年以降の推移）



第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（第三次産業対策等）

13次防期間中のこれまでの取組

（第三次産業対策）

- ア 企業トップによる安全衛生方針の策定とこれに応じた各店舗・施設による4S、KY等を推進する「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の実施」を実施（2018年度～、2022年度より下記イに統合）
- イ 転倒・腰痛災害等を自分事として捉え、企業・労働者だけでなくステークホルダー全員で対策に取り組む機運を醸成するための「SAFEコンソーシアム」、都道府県労働局「SAFE協議会」を開始（2022年度～）
- ウ 業界団体における安全衛生委員会の設置の働きかけ（2018年度～）
- エ 中小規模事業場への専門家の派遣による安全衛生確保の取組支援（通期）
- オ 「エイジフレンドリー補助金」によるパワーアシストスーツ等の導入の補助（2020年度～）
- カ 雇入時教育徹底のための指導（通期）
- キ 転倒防止・腰痛予防対策の在り方に関する検討会を開催（2022年度～）

（転倒災害の防止）

- ア 「STOP！転倒災害プロジェクト」により、冬期の転倒対策の重要性を注意喚起する（2018年度～）とともに、視聴覚教材を作成し、厚生労働省ホームページに公開（2019年6月）
- イ 転倒予防体操の開発・検証に関する研究成果を踏まえ、集団指導等で使用可能な教材等を開発・周知（2020年4月～）
- ウ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知を通じた高年齢者の転倒防止対策など職場環境改善等を推進（2020年3月～）
- エ 日本転倒予防学会が制定する「転倒予防の日（10月10日）」に合わせ、消費者庁、日本転倒予防学会、安全靴工業会、日本プロテクティブスニーカー協会等と連携した広報を実施（2021年10月）

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

2021年実績の分析

小売店・社会福祉施設では新型コロナウイルス感染症による労働災害が増加したものの、それを差し引いても死傷災害年千人率は増加。
この背景として、

- ・ 第三次産業における雇用者数が引き続き増加し、新規就労者も増加。転倒・腰痛等の労働者の作業行動に起因する災害が増加しており、労働安全衛生関係法令に基づく措置を実施するだけでは災害を防ぎにくい状況となっている。
- ・ 第三次産業では重篤な災害は発生しないとの誤解も多く、施設利用者や顧客の安全確保に関心が偏っている。
- ・ 本社の主導による安全衛生活動の傘下事業場等への展開が不十分。

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（その他）

（交通労働災害対策）

- ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」を改正（2018年6月）し、適正な労働時間等の管理及び走行管理の実施により、交通労働災害の防止を推進
- イ 早朝、薄暮の時間帯における交通事故が多い新聞販売業への対応として、新聞販売協会に対して、高視認性作業服の着用を要請（2018年9月）
- ウ 関係省庁（内閣府、警察、農水、国交）と連名でフードデリバリーによる事故防止のための通知（「自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について」2020年10月26日付け）を発出

第13次労働災害防止計画期間中における労働災害の増加要因

労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因は以下のとおりである。

高齢化による影響

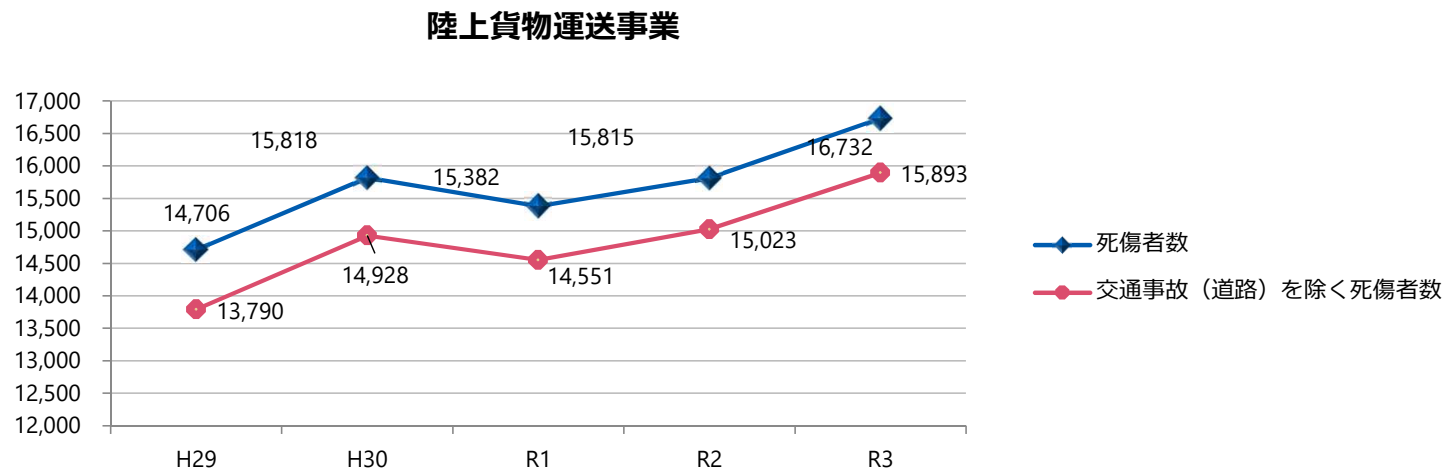
60歳以上の労働者の割合が増加した影響により、60歳以上の死傷者数は増加している（平成29年比28.5%増）。

第三次産業化による影響

第三次産業で働く労働者の増加（社会福祉施設では、介護需要の増加に対応できず「人材不足」にもなっている）により、①安全衛生意識が必ずしも十分に醸成されていないと考えられる業種での災害の増加（前年比小売業9.9%、社会福祉施設38.9%、飲食店2.9%増）、②転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する災害の増加（小売業、社会福祉施設、飲食店の合計で転倒10.0%増、腰痛等（動作の反動・無理な動作）6.3%増）が見られた。

陸運

物流量の増加に伴う荷役機会の増加等により、陸上貨物運送事業における死傷者数は増加している（平成29年比13.8%増）。



第13次労働災害防止計画期間中における労働災害の増加要因

労働災害は、様々な要因が絡み合って発生するものであるが、災害の内容や各種経済指標から推察される増加要因は以下のとおりである。

新型コロナウイルス感染症による影響

・新型コロナウイルス感染症の発症そのものによる影響

令和2年及び令和3年における新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害の死傷者数は、25,373人である。

(令和2年6,041人、令和3年19,332人)

・新型コロナウイルス感染症に伴う非定常作業による影響

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための非定常作業（店舗・施設等の定期的な清掃・消毒、利用者・労働者の健康状態の確認等）の実施により、本来業務に費せる時間が短くなることにより、安全衛生がおろそかになった可能性がある。

・生活スタイルの変化に伴う影響

飲食店については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、長期間の営業自粛が数度にわたって要請されたこと、生活スタイルの変化に伴うフードデリバリー需要が急激に増大したこと等により、取り巻く状況が大きく変化し、その影響による労働災害の増加が見られた。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛などを受けて宅配便取扱個数が大きく伸びるなど、物流量の増加に伴い荷役作業が増加。陸上貨物運送事業における労働災害の増加はこの影響によるものもあると考えられる（令和2年15,815人、令和3年16,732人）

・労働力移動に伴う影響

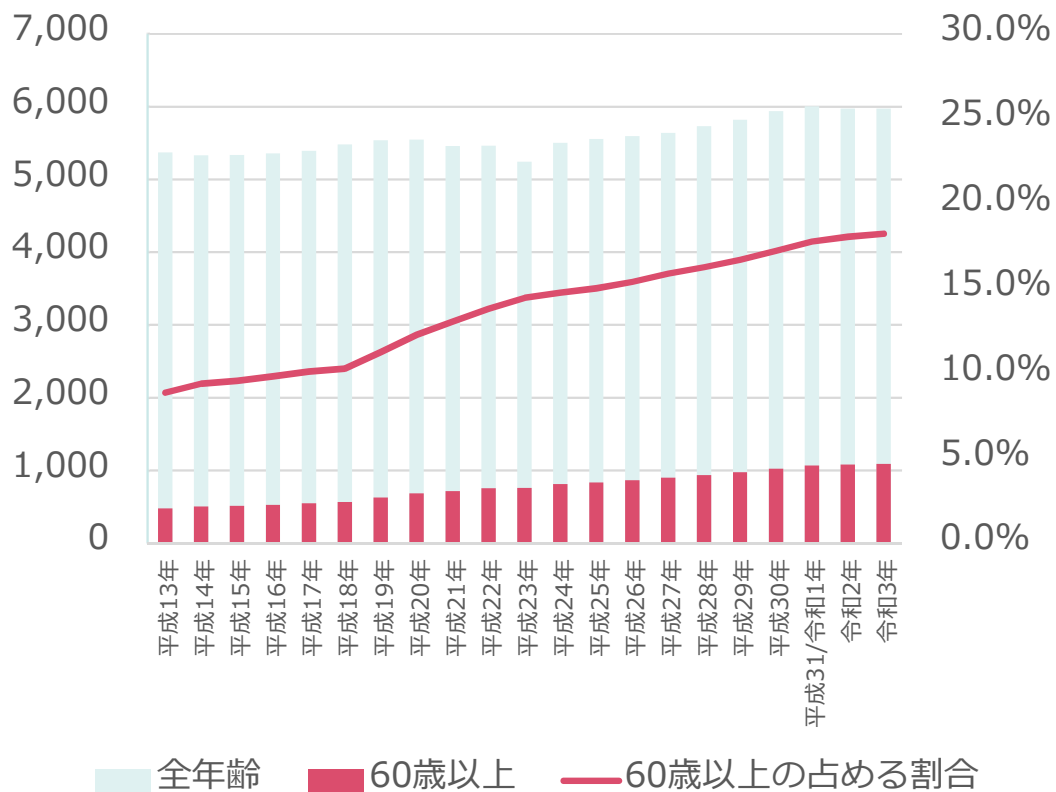
新型コロナウイルスの感染拡大の影響による労働移動の結果、移動先の業種に不慣れな労働者が増加し、「経験1年未満」の労働者による死傷者数が前年比9.4%増となった。

(参考) 高齢者の就労と被災状況

雇用者

(万人)

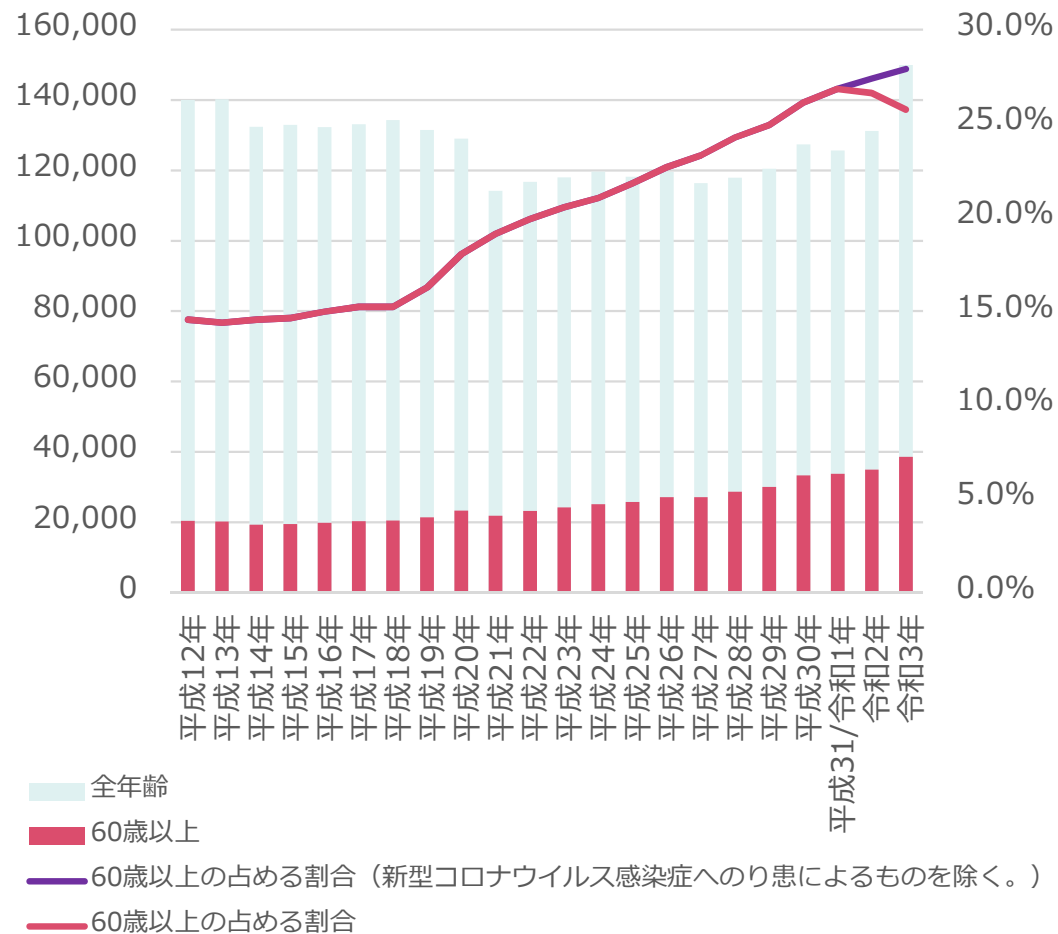
全年齢のうち60歳以上の占める割合



資料出所：労働力調査（総務省）における年齢別雇用者数（役員を含む。）
 ※平成23年は東日本大震災の影響により被災3県を除く全国の結果となっている。

労働災害による死傷者数

(人) 全年齢に占める60歳以上の占める割合



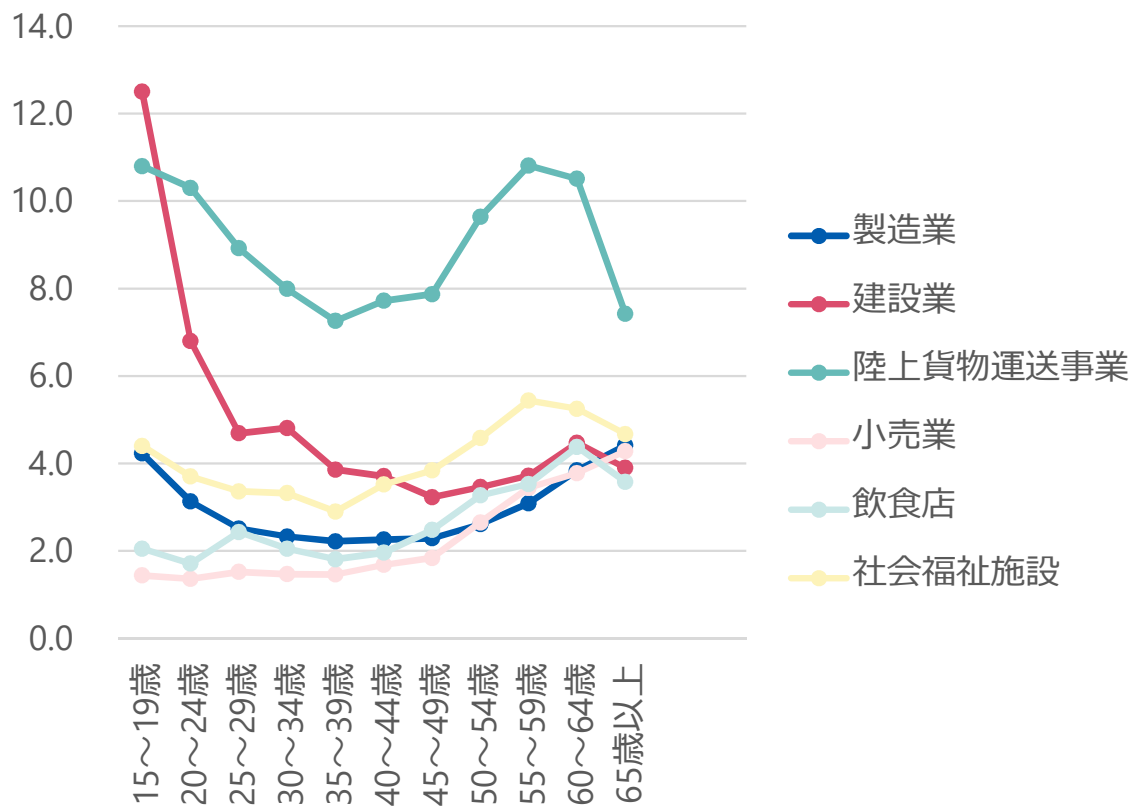
資料出所：労働者死傷病報告

- ◆ 雇用者全体に占める60歳以上の高齢者の占める割合は18.2%(令和3年)
- ◆ 労働災害による休業4日以上の死傷者数に占める60歳以上の高齢者の占める割合は25.7%(同)

(参考) 高年齢労働者の労働災害の特徴① 年齢別・男女別・業種別の傾向

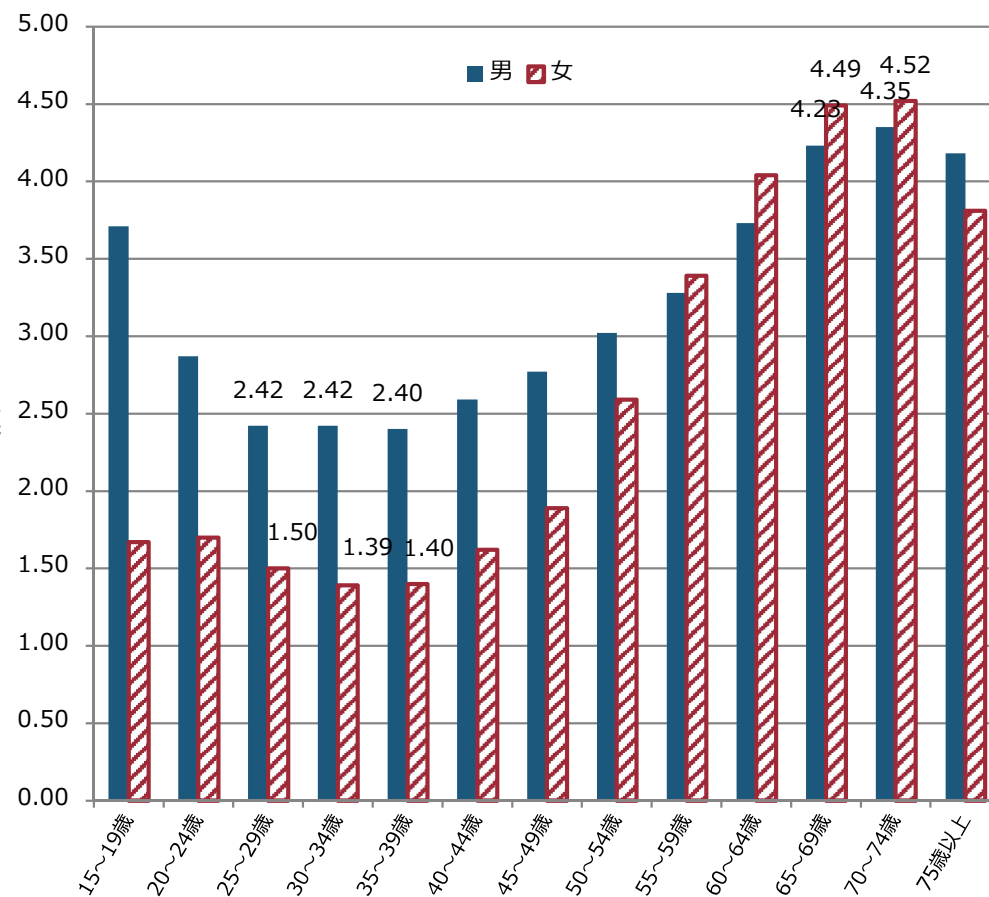
- 労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、若年層と高年齢労働者で高い。
- 65～74歳の労働災害発生率（千人率）を、30歳前後の最小値と比べると、**男性で約2倍、女性で約3倍。**

年齢別・業種別 千人率



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）
 ※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

年齢別・男女別 千人率



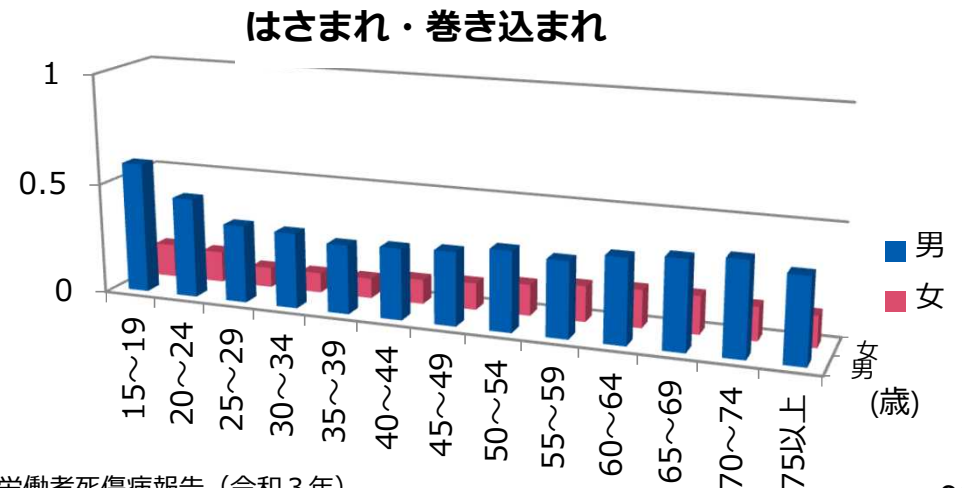
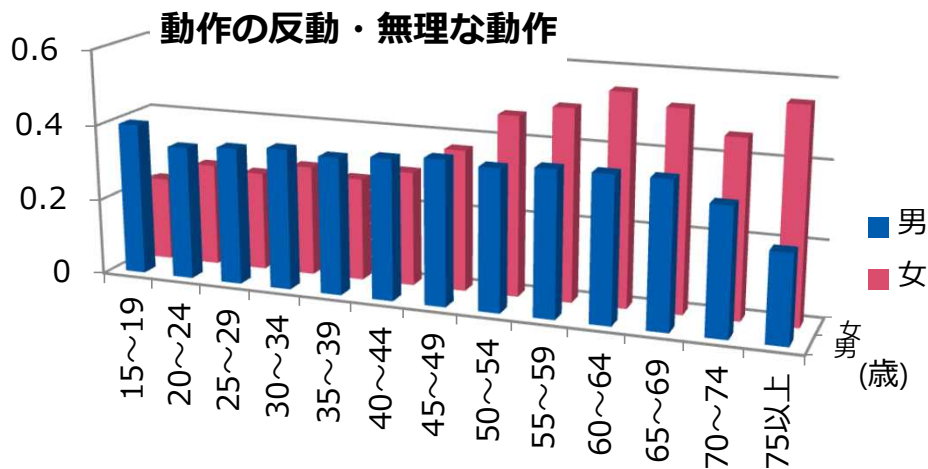
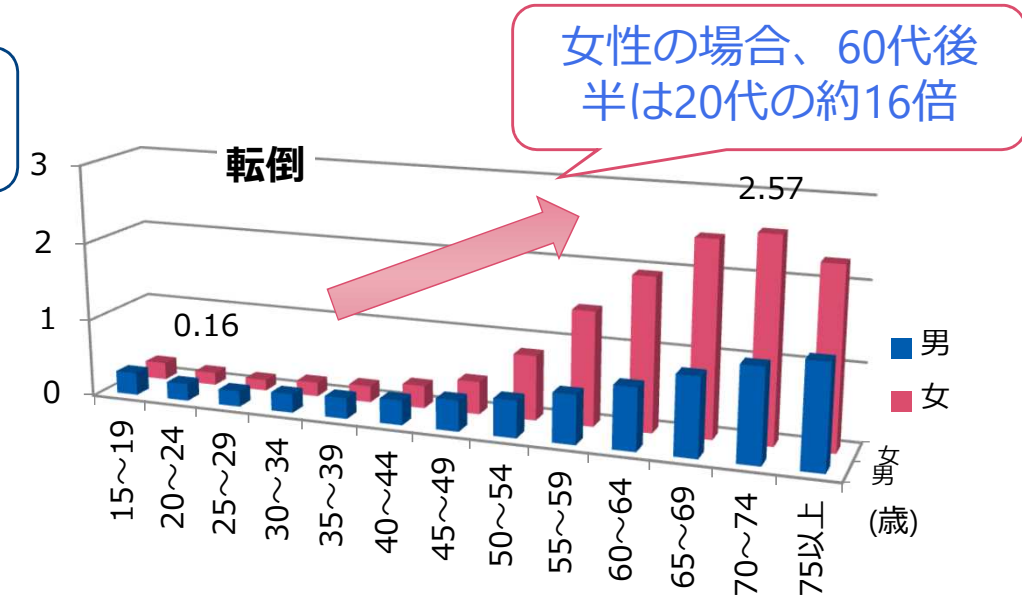
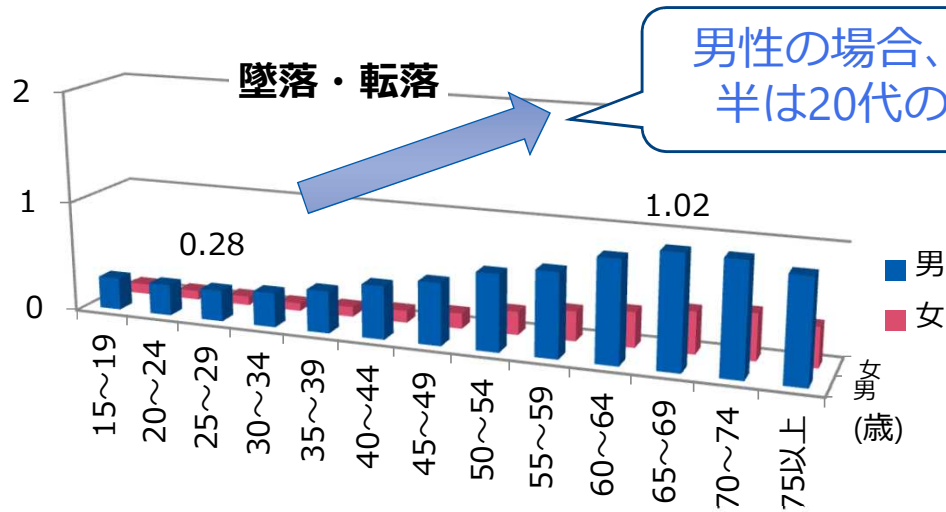
※千人率 = 労働災害による死傷者数 / 平均労働者数 × 1,000
 ※便宜上、15～19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）
 労働力調査（基本集計・年次・2021年）

(参考) 高年齢労働者の労働災害の特徴② 年齢別・男女別の傾向 (事故の型別の分析)

・転倒は、高年齢になるほど労働災害発生率が上昇。高齢女性の転倒災害発生率は特に高い。

⇒ 年齢の上昇に着目した対策は転倒、墜落・転落で特に重要な課題 (とりわけ高齢女性の転倒防止)

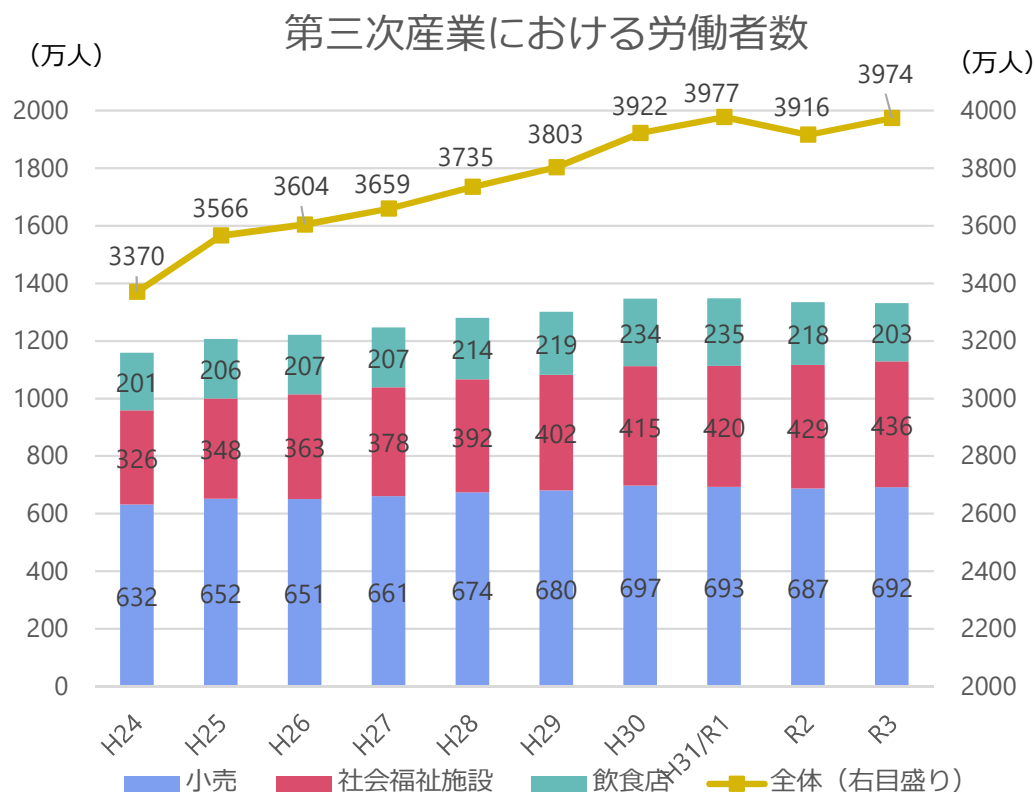


※千人率 = 労働災害による死傷者数 / その年の平均労働者数 × 1,000
 ※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

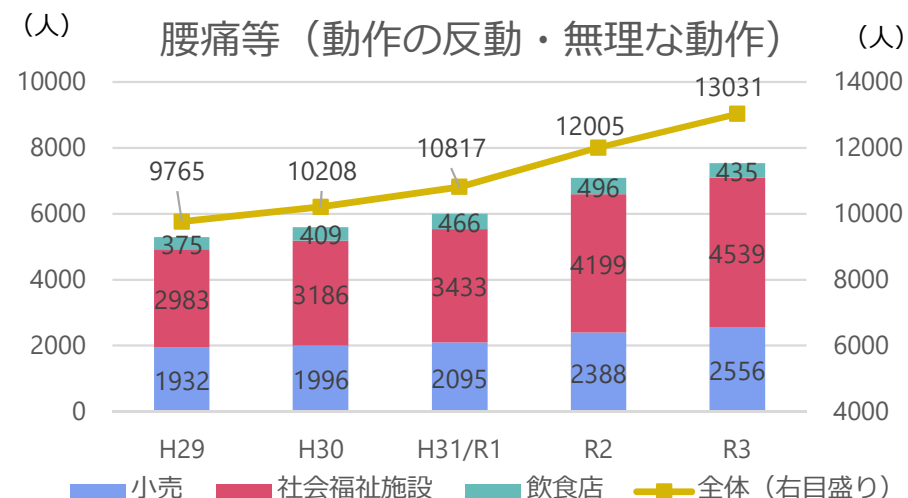
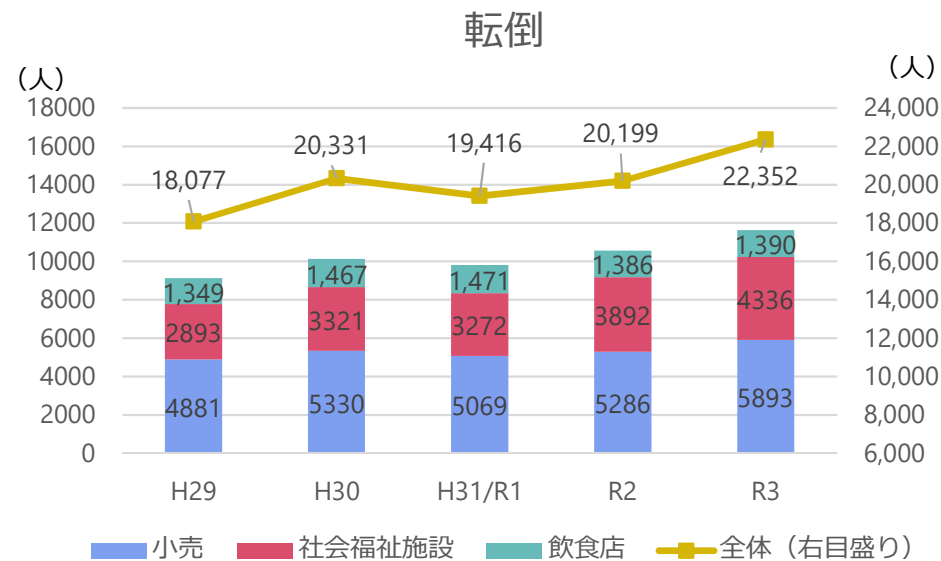
データ出所：労働者死傷病報告 (令和3年)
 労働力調査 (基本集計・年次・2021年)

(参考) 第三次産業化による影響

- ・ 第三次産業における労働者は増加（飲食店は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で減少。）。
- ・ 転倒や腰痛等の行動災害による災害が増加。



データ出所：労働力調査（基本集計・年次）
 ※1年間の平均労働者数として、「役員を除いた雇用者数」を用いている。
 ※「運輸業、郵便業」のうち運輸業及び運輸に附帯するサービス業を除く



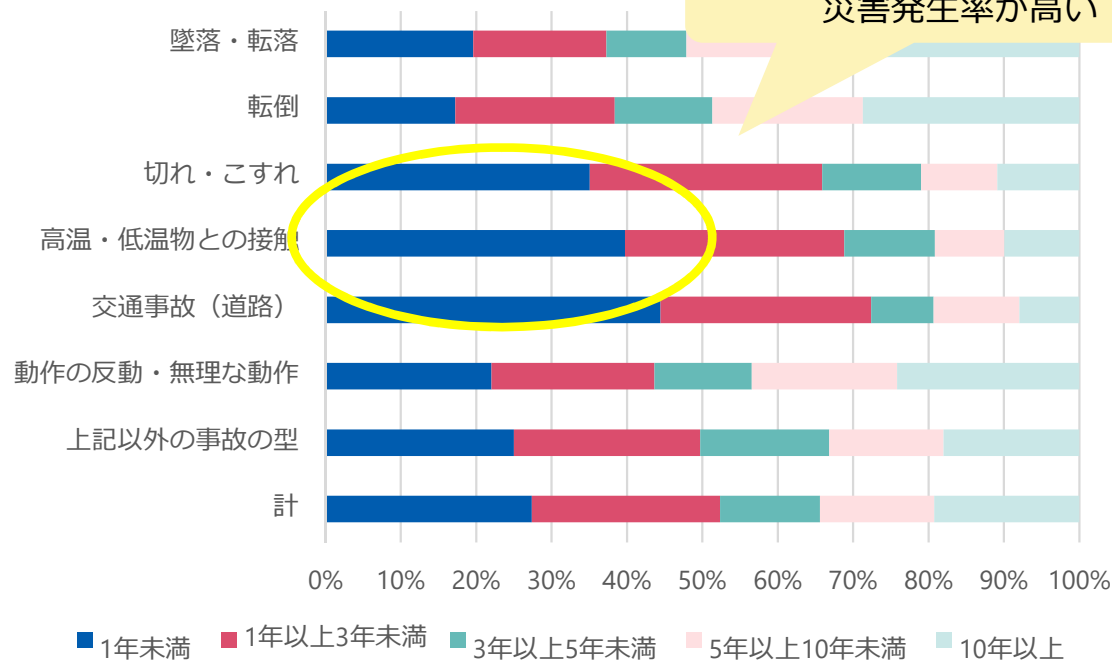
データ出所：労働者死傷病報告

(参考) 飲食店における労働災害の傾向について

- ・経験期間が1年未満の労働者による災害の割合は、「交通事故（道路）」が44.5%、「高温・低温物との接触」が39.8%、「切れ・こすれ」が35.1%。
- ・フードデリバリーの需要拡大により、交通事故に起因する労働災害が増加。
- ・新型コロナウイルス感染症のり患を含む「その他」で災害が増加。

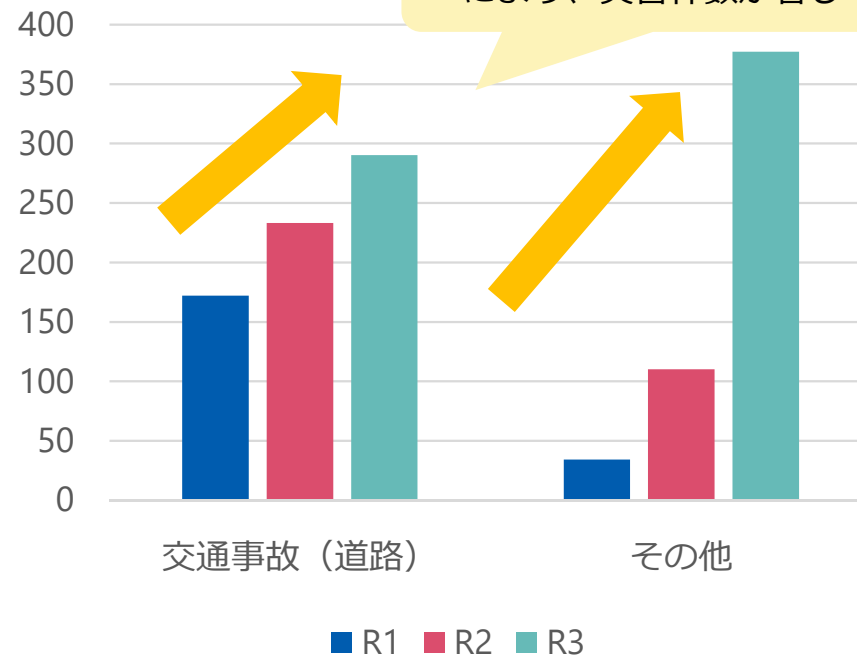
令和3年の飲食店における事故の型別及び経験年数別災害発生状況

経験年数が1年未満の労働者の災害発生率が高い



飲食店における事故の型別死傷者数の推移

新型コロナウイルス感染症の影響により、災害件数が著しく増加



データ出所：労働者死傷病報告

(参考) 令和3年業種別事業場規模別労働災害発生状況 (確定値)

[人]

業種	規模						
	～ 9人	10人 ～ 29人	30人 ～ 49人	50人 ～ 99人	100人 ～ 299人	300人 ～	計
01 製造業小計	3,840	6,638	4,094	4,503	5,837	3,693	28,605
02 鉱業小計	69	104	25	14	4	0	216
03 建設業小計	8,750	4,947	1,280	627	371	104	16,079
04 運輸交通業小計	1,398	4,602	3,692	3,687	3,566	922	17,867
05 貨物取扱小計	145	370	319	429	574	408	2,245
06 農林業小計	1,477	824	284	151	52	7	2,795
07 畜産・水産業小計	579	639	162	166	105	6	1,657
08 商業	3,897	6,687	3,181	3,495	3,779	1,369	22,408
09 金融広告業	132	351	247	272	144	255	1,401
10 映画・演劇業	17	35	18	33	18	2	123
11 通信業	87	42	31	197	1,203	865	2,425
12 教育研究	212	469	350	291	196	210	1,728
13 保健衛生業	1,926	6,254	4,298	4,900	6,354	5,421	29,153
14 接客娯楽	1,273	2,771	2,037	1,407	977	283	8,748
15 清掃・と畜	895	1,558	1,032	1,124	1,334	864	6,807
16 官公署	27	22	16	16	22	38	141
17 その他の事業	1,128	1,669	1,043	1,199	1,532	949	7,520
合計	25,852	37,982	22,109	22,511	26,068	15,396	149,918

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績等
【職場相談先】 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上とする。	(2017年) (2022年) 72.5% → 90%	70.3% (▲2.2P)
【メンタルヘルス対策】 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) 58.4% → 80%	59.2% (+0.8P)
【ストレスチェック】 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。	(2017年) (2022年) 51.7% → 60%	63.2% (+11.5P)

13次防期間中のこれまでの取組

(メンタルヘルス対策)

- ア 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において情報提供、電話相談、メール相談を実施（2009年度～）
 ※SNS相談の開始（2019年度）、電話回線の増設（5→8回線）を実施（2020年度）、電話回線の増設（8→20回線）（2021年度）
 ※令和3年度実績：電話相談22,789件、メール相談6,119件、SNS相談6,438件
- イ 全国の産業保健総合支援センター等において産業保健スタッフ等に対する研修やメンタルヘルス対策に係る事業場への訪問支援を実施（2014年度～）
- ウ （独）労働者健康安全機構において小規模事業場におけるストレスチェック実施や産業医選任等の助成を実施（2015年度～）
- エ 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」について、集団分析の機能を向上させる等の改修を実施（2018年度）
- オ 特定業種（過労死大綱における重点職種・業種）を中心としたメンタルヘルス対策の取組事例集の作成（2019年度）
- カ 面接指導マニュアルの作成、ストレスチェック簡易調査票の外国語版の作成、ストレスチェック結果と健康診断結果の関連性の分析及び職場環境改善が促進されるストレスチェックの調査項目の開発に関する研究の実施（2018年度～2021年度）
- キ 2020年3月に改正された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」において、テレワークの際の作業環境や健康状況の管理・把握、メンタルヘルスに係る留意点について事業者、労働者それぞれ向けの「チェックリスト」を作成し、周知（2020年度～）

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

13次防期間中のこれまでの取組

（企業における健康確保対策の推進）

- ア 中央労働災害防止協会において「企業における健康確保対策の進め方検討委員会」を開催し、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（THP指針）の改正への提言等をまとめた（2019年3月）
- イ 事業場における健康保持増進措置をより推進する観点から、THP指針を改正（2020年3月改正）
- ウ 事業者が保険者と積極的に連携し、加入者の予防・健康づくりを効率的効果的に実行するコラボヘルスを推進する観点から、THP指針を改正。（2021年2月改正）
- エ 上記THP指針改正を踏まえ「職場における心とからだの健康づくりのための手引き～事業場における労働者の健康保持増進のための指針～」を作成（2021年3月）

（産業医・産業保健機能の強化）

- ア 全国の産業保健総合支援センター等において産業保健スタッフ等に対する研修等を実施（再掲・2014年度～）
- イ （独）労働者健康安全機構にて小規模事業場における産業医選任等の助成を実施（再掲・2015年度～）
- ウ 産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動の推進のため事例集を作成し周知（2019年～）
- エ 産業医科大学や産業医学振興財団等において、産業医の需給実態の調査や、産業医の資質向上等に向けた検討委員会を開催し、検討中。（2020年～）

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

2021年実績の分析

※ 出典は、メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由を除き、令和3年「労働安全衛生調査（実態調査）」

(1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる割合（目標未達）

- 事業場規模別の目標達成状況
 - ・労働者数50人以上の事業場では取組率が94.4%と目標を達成している。
 - ・労働者数50人未満の小規模事業場の取組率は、30~49人で70.7%、10~29人で49.6%と目標が達成できていない。
- メンタルヘルス対策の取組内容
 - ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数50人以上の事業場における取組内容は、実施率の多い順に、①ストレスチェックの実施（95.6%）、②職場環境等の評価及び改善※（79.7%）、③事業場内での相談体制の整備（59.8%）となっており、ストレスチェックに関連する事項の実施率が高い。
 - ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数50人未満の事業場における取組内容は、実施率の高い順に、労働者数30~49人：①ストレスチェックの実施（63.3%）、②職場環境等の評価及び改善※（55.8%）、③事業場内での相談体制の整備（52.9%）労働者数10~29人：①ストレスチェックの実施（53.7%）、②メンタル不調の労働者への配慮（47.5%）、③職場環境等の評価及び改善※（44.6%）となっており、労働者数50人以上の事業場と比べて、各事項の実施率は低いですが、取組内容は同様にストレスチェックに関連する事項の実施率が高い。
 - ※ 職場環境等の評価及び改善には、ストレスチェック実施後の集団分析が含まれる。
- まとめ
 - ・労働者数50人未満の事業場においてメンタルヘルス対策に取り組んでいない理由は、令和2年度労働安全衛生調査（実態調査）によれば、①該当する労働者がいない（44.0%）、②取り組み方が分からない（33.8%）、③専門スタッフがいない（26.3%）となっており、今後も、引き続き、産業保健総合支援センターを通じた事業者に対する周知啓発及び小規模事業場における取組の支援が引き続き必要である。また、ストレスチェック自体の実施率が低い小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進が必要である。

(2) 事業場外資源を含めた相談先（目標未達）

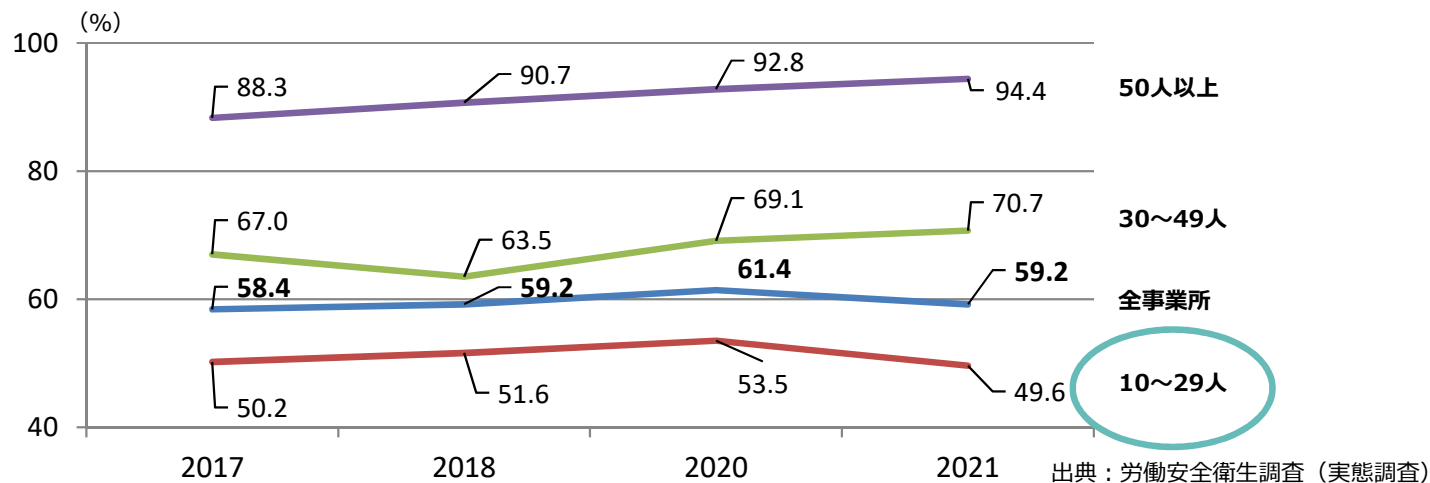
- ・仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合は70.3%と、計画の目標の基準となる2017年（72.5%）と比べても減少しており、目標が達成できていない。
- ・相談できる相手について、2017年と2022年の調査を比較すると、産業医、保健師又は看護師については割合が増加している一方、上司・同僚では割合が減少している。
- ・計画期間中に、産業医等の専門職への相談体制の整備が進んでおり、引き続き小規模事業場を中心に相談体制の整備に係る支援が必要である。

(3) ストレスチェック集団分析結果の活用（目標達成）

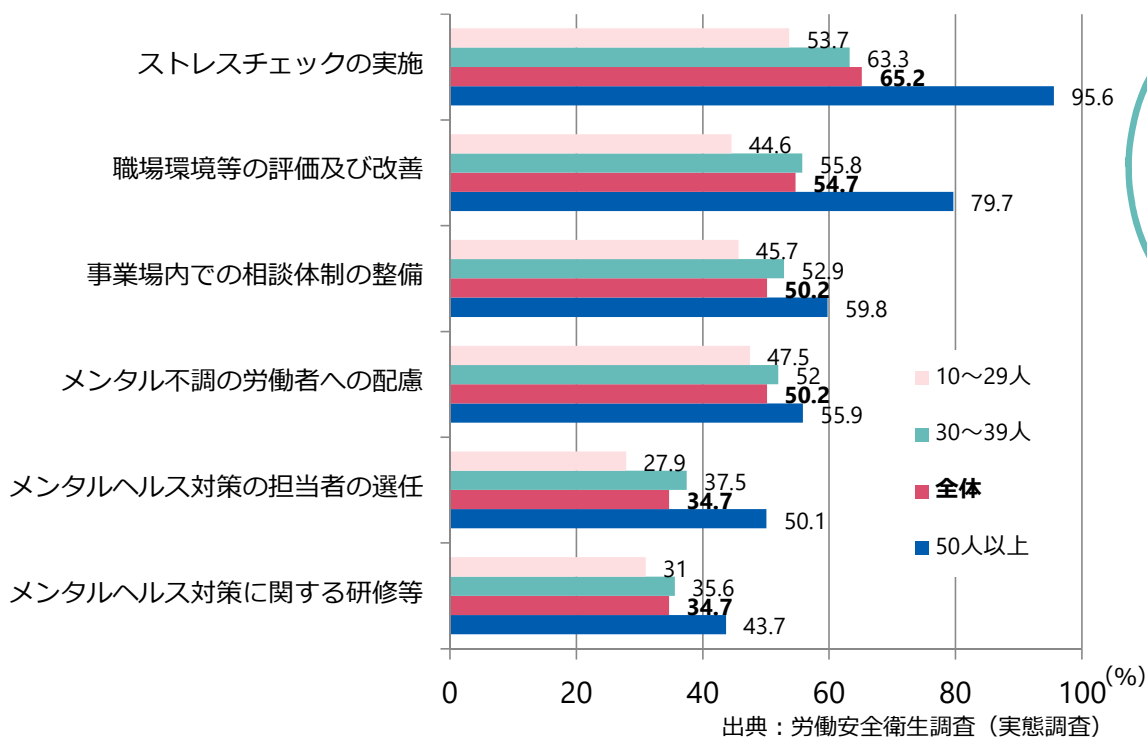
- ・ストレスチェックを実施した事業場におけるストレスチェック集団分析結果の活用については、小規模事業場も含め目標を達成した（50人以上：77.4%、30~49人：82.5%、10~29人：73.5%）。
- ・引き続きストレスチェック集団分析の結果の活用促進について周知啓発を図るとともに、ストレスチェック自体の実施率が低い小規模事業場におけるストレスチェックの実施促進が必要である。

(参考) メンタルヘルスに関する資料①

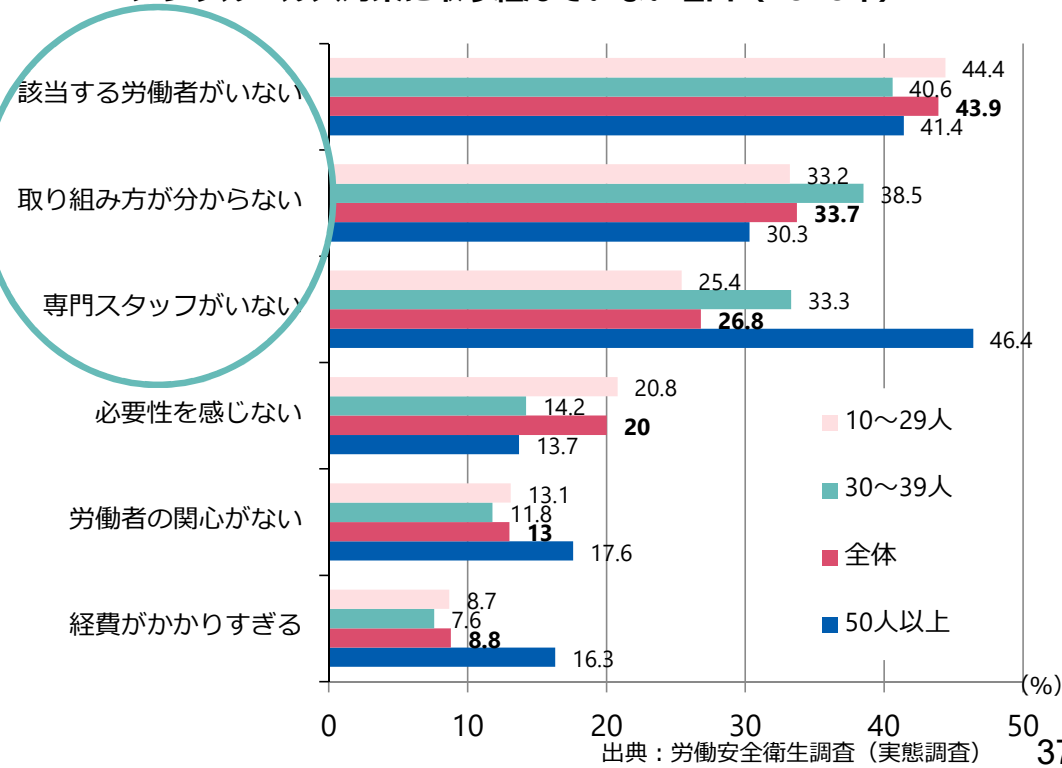
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合 (事業所の規模別)



メンタルヘルス対策の取組内容 (事業所の規模別、2021年)



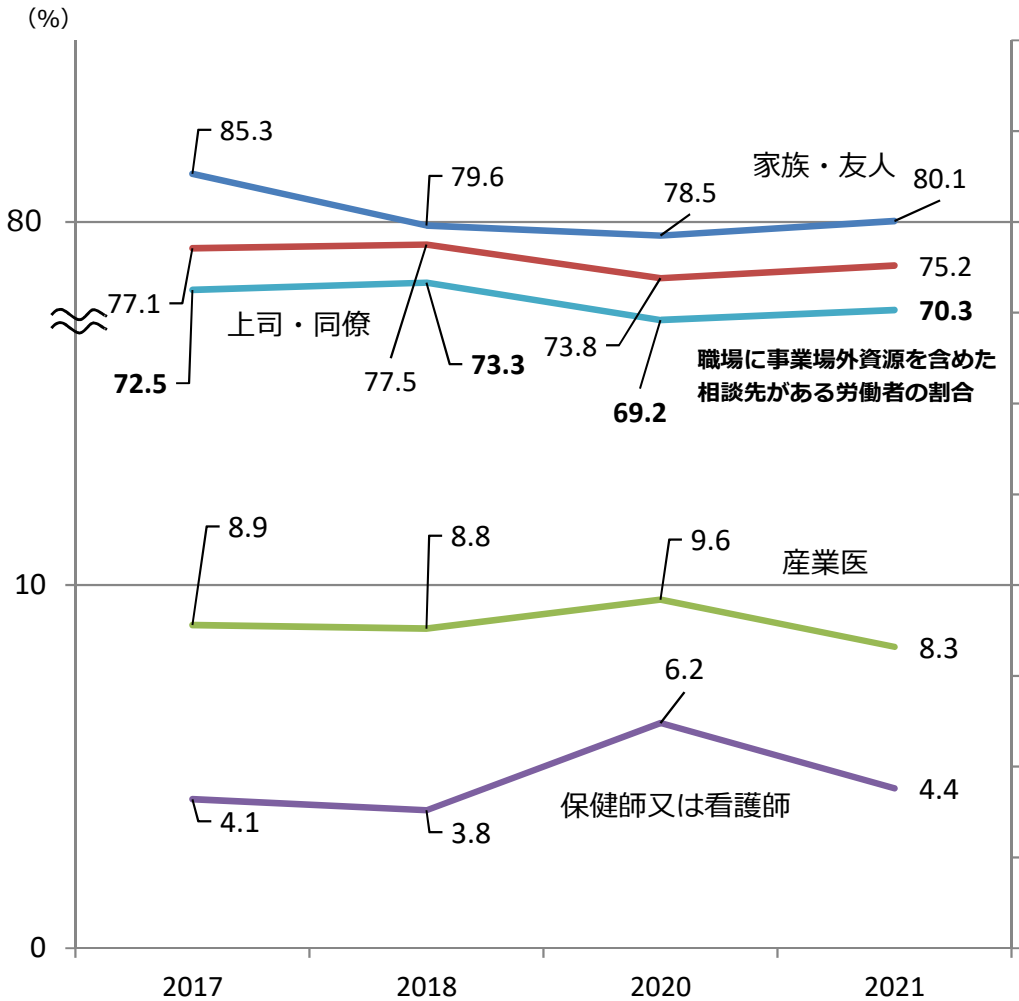
メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由 (2020年)



(参考) メンタルヘルスに関する資料②

仕事や職業生活に関する悩み等の相談先

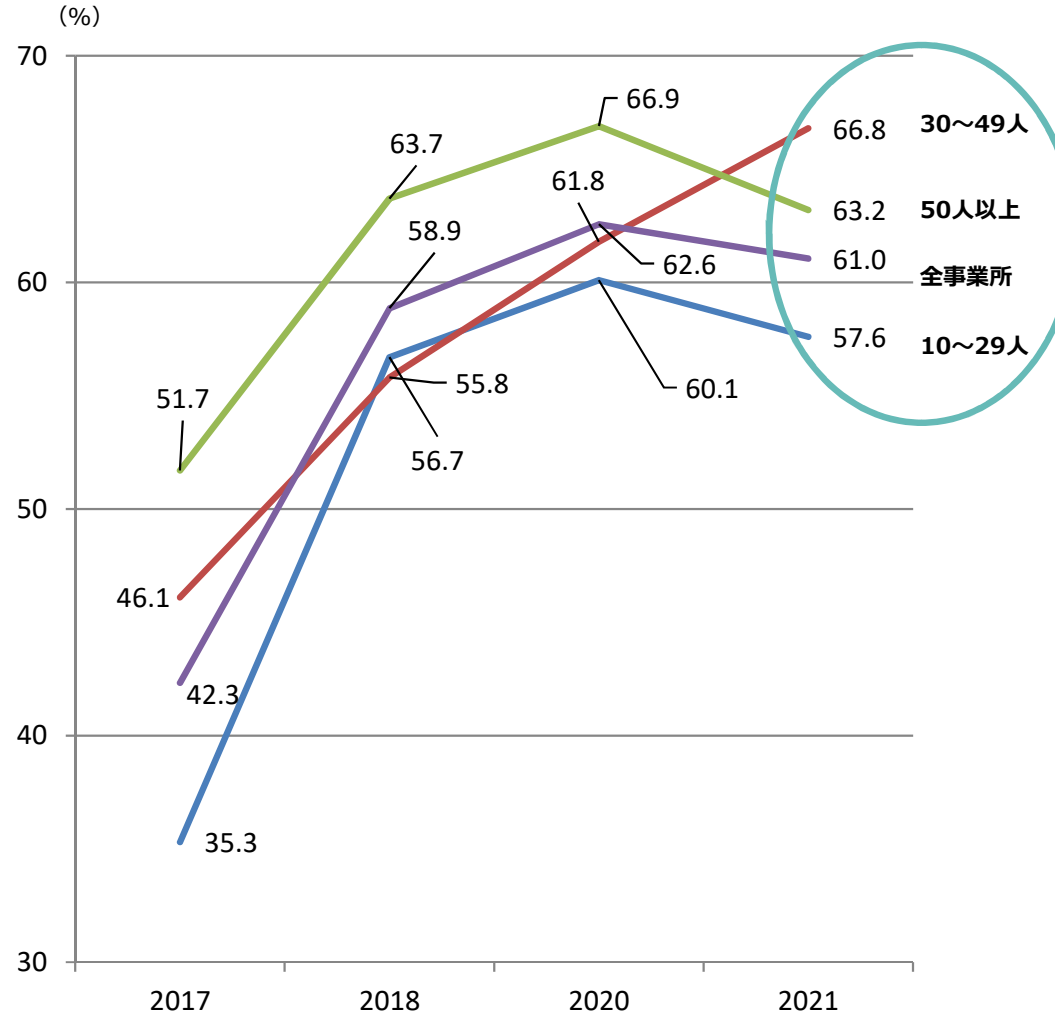
※ストレスを相談できる人がいる労働者を100として集計（職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を除く）



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

ストレスチェック結果の集団分析結果の活用状況（事業所の規模別）

※ストレスチェックを実施した事業所を100として集計



出典：労働安全衛生調査（実態調査）

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

化学物質等による健康障害防止対策の推進（化学物質対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績等
【化学物質対策】 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を80%以上とする。	(2017年) (2022年) ラベル表示 68.6% → 80% SDS交付 62.6% → 80%	ラベル表示 69.9% (+1.3P) SDS交付 77.9% (+15.3P)

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 労働安全衛生法施行令を改正し、ラベル表示・SDS（安全データシート）交付対象物質として、新たに11物質追加（うち10物質は2018年7月施行、1物質は2021年1月施行）
- イ ラベル表示およびSDS交付に係る支援として期間中に563物質のGHS分類を実施、569物質のモデルSDSを作成し、公開
- ウ リスクアセスメント及びその結果を踏まえた措置について、簡易なリスクアセスメント手法（クリエイト・シンプル、リアルタイムモニターを用いたリスクアセスメントガイドブックなど）を開発し、セミナー等を通じて周知（2014年4月～）
- エ 作業環境測定規則等を改正し、個人サンプリング法による作業環境測定を新たに規定（原則2021年4月1日施行）、測定士特例講習の実施
- オ 特定化学物質障害予防規則等の特別則による規制の対象となっていない物質への対策の強化を主眼として、危険性・有害性が確認された全ての化学物質をリスクアセスメントの対象に追加し、リスクアセスメントの結果等に基づき労働者のばく露の程度を最小限とする措置（2023年4月施行）及び労働者のばく露を濃度基準以下とする措置（2024年4月施行）を規定

2021年実績の分析

ラベル表示については2017年比1.3P増にとどまったが、SDS交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合は、2017年比15.3P上昇して77.9%となり、ほぼ目標に到達した。関連指標として、リスクアセスメントの実施状況は以下のとおりであり、未だ不十分ながら、2017年比で大きく改善していると評価している。引き続き、ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメント実施に関して、事業者に対する周知啓発と支援を実施する必要がある。

・危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質についてリスクアセスメントを実施している割合

2017年 41.5%→2021年 66.2%

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

化学物質等のラベル表示、SDS交付、リスクアセスメントの実施状況

ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施状況について、「すべての製品（化学物質）について実施している」「一部の製品（化学物質）について実施している」事業所を合計するといずれも80%を超えており、実施に取り組む事業者は期間中に着実に増加している。

	2017年実績		2021年実績	
ラベル表示が努力義務となっている化学物質	すべて表示	68.6%	すべて表示	69.9%
	一部表示	5.7%	一部表示	14.7%
] 74.3%] <u>84.6%</u>	

	2017年実績		2021年実績	
SDS交付が努力義務となっている化学物質	すべて交付	62.6%	すべて交付	77.9%
	一部交付	12.3%	一部交付	3.6%
] 74.9%] <u>81.5%</u>	

	2017年実績		2021年実績	
リスクアセスメント実施が努力義務となっている化学物質	すべて実施	41.5%	すべて実施	66.2%
	一部実施	31.2%	一部実施	25.9%
] 72.7%] <u>92.1%</u>	

※ 太字は第13次労働災害防止計画の目標に対応する実績

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（腰痛対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績等
【腰痛】 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。	(2017年) (2022年) 第三次産業 0.08 → 0.07 陸上貨物運送事業 0.35 → 0.33	第三次産業 0.10 (+0.02P) 陸上貨物運送事業 0.41 (+0.06P)

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 保健衛生業及び陸上貨物運送事業向けの腰痛予防講習会を開催（保健衛生業：2018年～2020年、陸上貨物運送事業：2019年～2020年）
- イ 高年齢労働者の腰痛予防に資する措置に対する補助金の支給（エイジフレンドリー補助金）（2020年度～）
- ウ 保健衛生業及び陸上貨物運送事業向けの腰痛予防に関するオンライン講習サイトの構築と運営（2021年）
- エ オンライン講習動画を厚生労働省動画チャンネル（Youtube）において公開（2022年～）
- オ 専門家等による事業場への訪問支援と事業場の改善事例集の公表（2022年）

2021年実績の分析

第三次産業及び陸上貨物運送事業において、腰痛の死傷者数が増加しており、目標達成には至っていない。

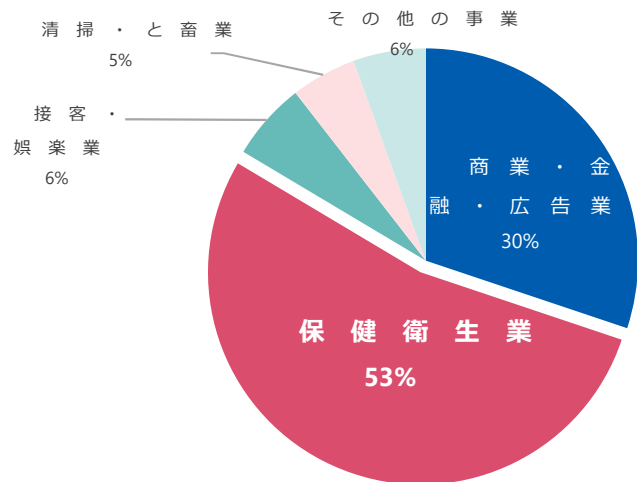
- ア 第三次産業における腰痛の死傷者の、53%は保健衛生業で発生している。また、保健衛生業における腰痛の死傷者数は、2017年1596人から2021年2071人に増加している。
- イ 陸上貨物運送事業における腰痛の死傷者の、81%は道路貨物運送業で発生しており、このうち95%は一般貨物自動車運送業で発生している。また、一般貨物自動車運送業における腰痛の死傷者数は、2017年485人から2021年572人に増加している。

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（腰痛対策）

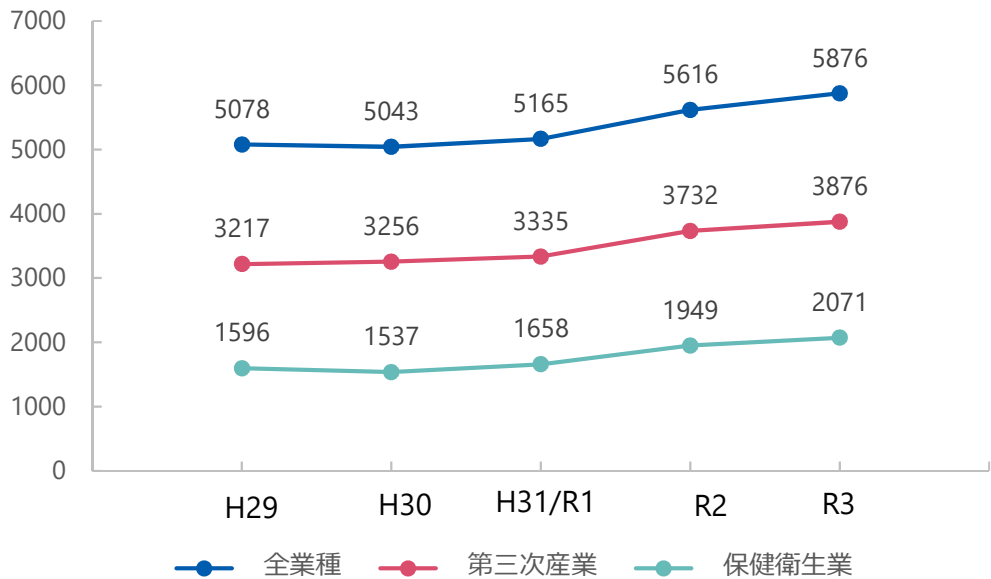
第三次産業

業種別の割合（2021年）



業種別死傷者数の推移

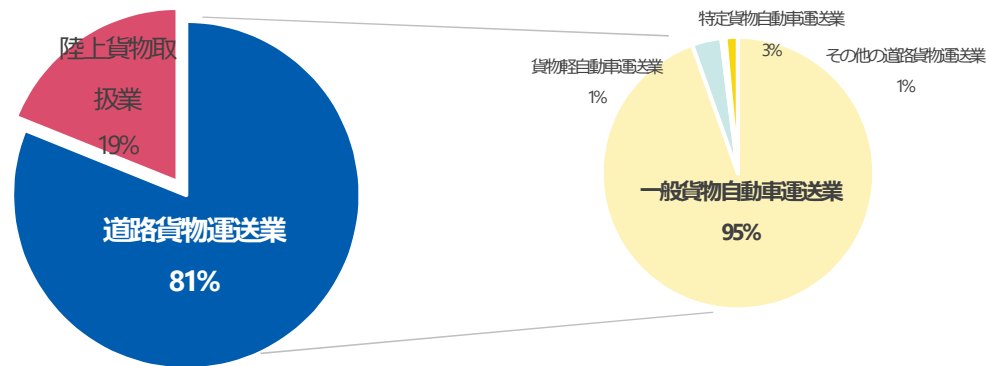
出典：業務上疾病発生状況等調査



出典：業務上疾病発生状況等調査

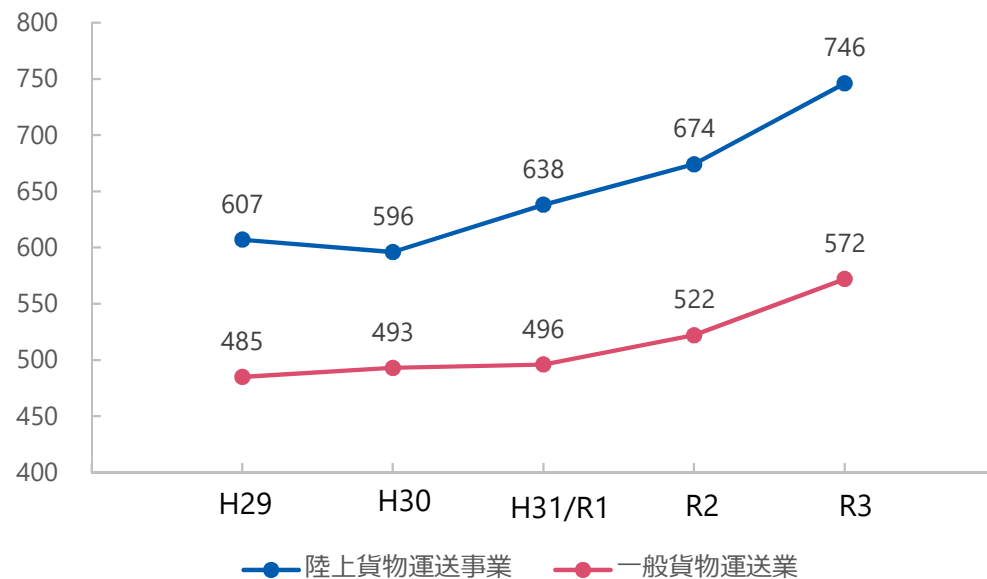
陸上貨物運送事業

業種別の割合（2021年）



出典：労働者死傷病報告

業種別死傷者数の推移



出典：労働者死傷病報告

第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（熱中症対策）

計画の目標	目標を数値化したもの	2021年実績等
【熱中症】 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。	(2013～2017年の合計) 97人 ↓ (2018～2022年の合計) 92人以下	2018～2021年の合計 95人

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 労働災害防止団体等と連携して「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施（2018年～）
- イ 職場における熱中症予防に関する講習会を全国7ブロックで開催（2018年～2021年）
- ウ 熱中症予防に関するポータルサイトにおいて、オンライン講習動画及び好事例の公開（2020年6月～）

2021年実績の分析

2018年は記録的猛暑により熱中症災害（28件）が非常に多く発生した事もあり、目標に及ばなかった。2018年～2021年の死亡災害の原因はWBGT値を測定しないまま作業を行っていた、暑熱順化していない状態で作業を行っていた、水分、塩分を補給できていない状況で作業を行っていた事例が見受けられた。

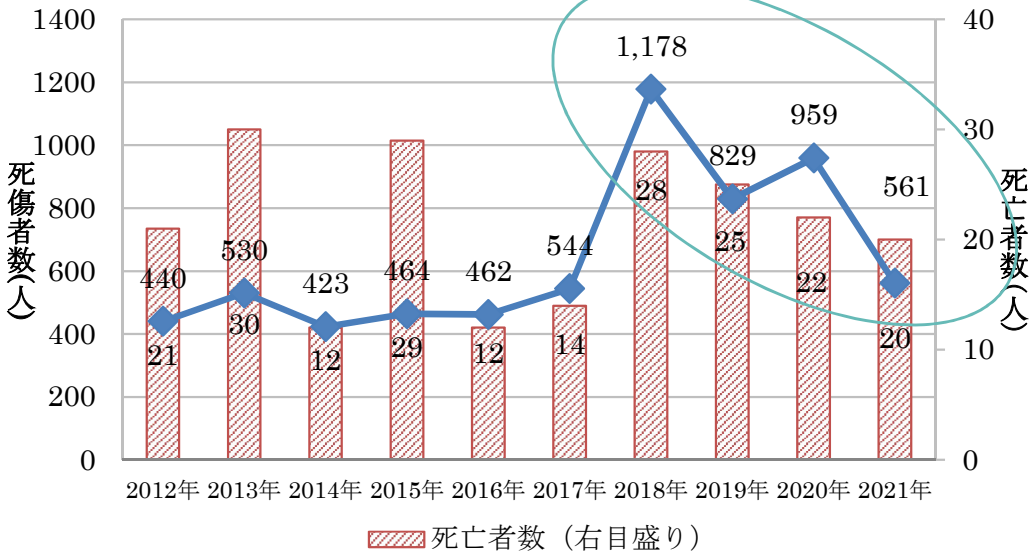
その他関連指標は以下のとおり。

- ア 業種別で見ると建設業が38人、製造業が17人、警備業が9人だった。
- イ 月別で見ると8月が51人、7月が33人だった。
- ウ 時間帯で見ると14時台が16人、16時台が13人だった。

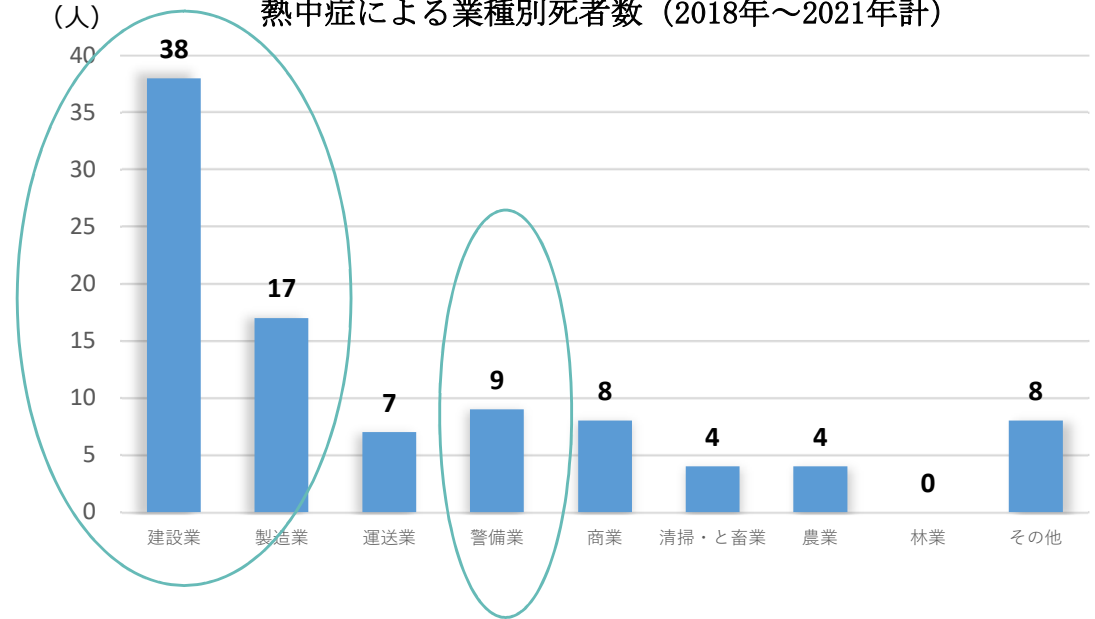
第13次労働災害防止計画の主な目標に関する令和3年（2021年）実績

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進（熱中症対策）

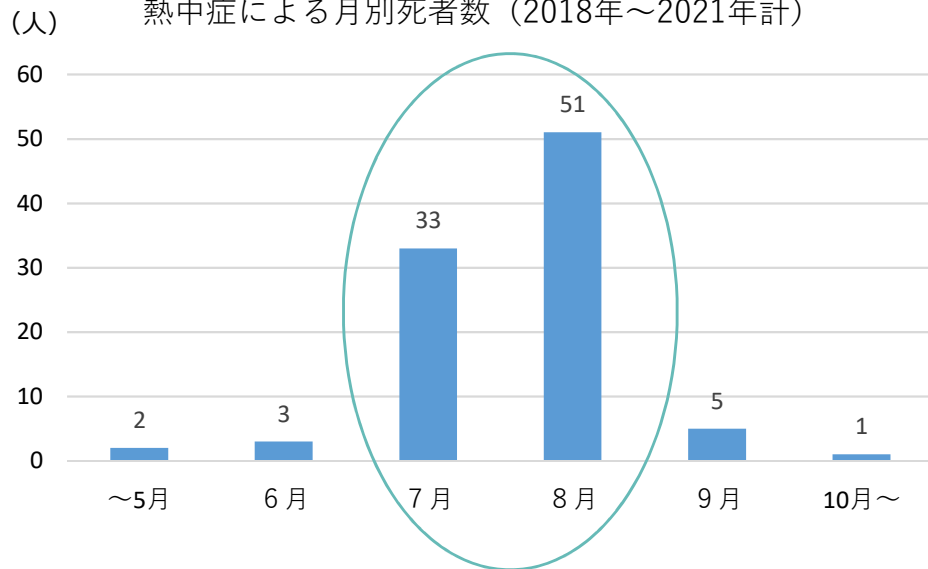
職場における熱中症による死傷者数の推移



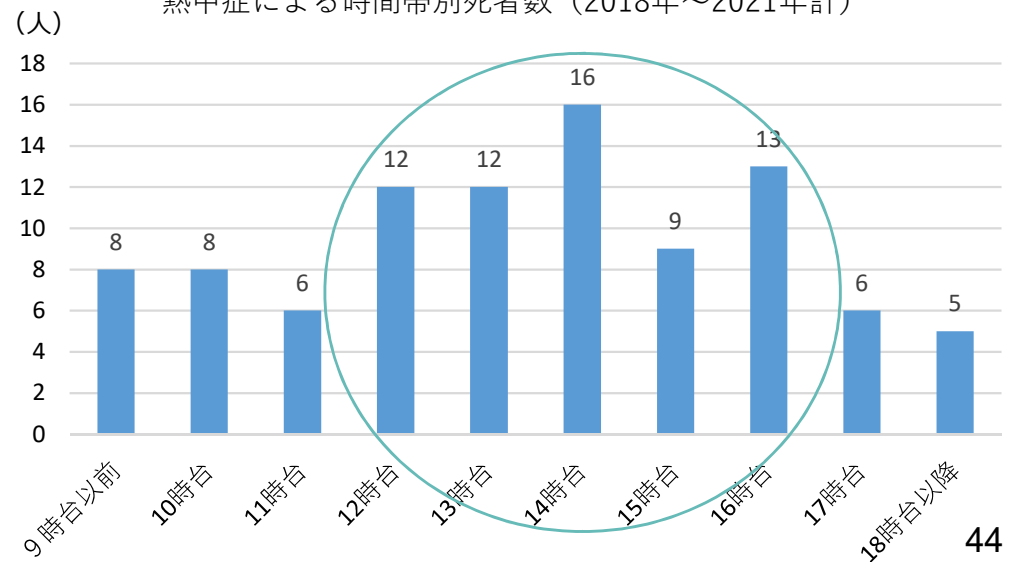
熱中症による業種別死者数 (2018年～2021年計)



熱中症による月別死者数 (2018年～2021年計)



熱中症による時間帯別死者数 (2018年～2021年計)



第13次労働災害防止計画の目標以外の実施事項に対する主な取組

就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

13次防期間中のこれまでの取組

(高年齢労働者対策)

- ア 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)の策定(2020年3月)、同ガイドラインに係るセミナーを開催(2020年度～)
- イ 高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の整備を支援するため、高年齢労働者の安全衛生対策のための設備費用等を補助する「エイジフレンドリー補助金」による支援(2020年度～)、高年齢労働者の安全衛生確保対策を募集・選定し、その効果を実証し、結果を公表(2020年度～)

(個人事業者等の労働者の範疇に入らない者への対応)

- ア 個人事業者等に対する安全衛生教育の支援の実施【再掲】
- イ 建設職人基本法に基づく都道府県計画の策定を促進するため「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」を設置(2017年度～)【再掲】
- ウ 関係省庁(総務、文化、経産)と連名で芸能従事者の事故防止のための通知(「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について」2021年3月26日付け)を発出
- エ 関係省庁(内閣府、警察、農水、国交)と連名でフードデリバリーによる事故防止のための通知(「自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について」2020年10月26日付け)を発出【再掲】
- オ 個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会を開催

(技術革新への対応)

- ア 経済産業省と連携して、スマート保安官民協議会の下に設置された「AIの信頼性評価に関する検討会」において、安全を担保した上で適正にプラント設備等へのAI導入が進むよう、AIの信頼性を評価するためのガイドラインを作成(～2020年)
- イ 労働安全衛生総合研究所にIoT等を活用した新技術に関する研究グループを立ち上げ
- ウ スマート保安の推進に係る規制の精緻化の取組として、ボイラー等に係る性能検査について、開放検査(設備を停止、容器を開放した状態で実施する検査)の周期を最大8年から12年に延長(2021年3月)
- エ スマート保安の推進に係る規制の精緻化の取組として、非防爆構造の電子機器の使用が認められない危険エリアの定量的判断基準を明確化(2021年2月)

第13次労働災害防止計画の目標以外の実施事項に対する主な取組

疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

13次防期間中のこれまでの取組

(企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進)

ア 労働施策総合推進法に基づく労働施策基本方針の一つに治療と仕事の両立支援を位置付け(2018年12月)

イ 「事業所における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を関係団体や職能団体を通じて周知し、全国各地でシンポジウム・セミナーを開催することで事業者等に対する普及啓発を実施(2018年～)

ウ 疾患別「企業・医療機関連携マニュアル」(がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患及び糖尿病)を作成(2018年3月より疾患別に順次追加)し、シンポジウム・セミナーや産業保健総合支援センターで実施する研修等で周知

エ 治療と仕事の両立支援助成金を通じて、企業における両立支援制度の導入及び活用を促進(2017年4月～)

・傷病(がん、糖尿病等の私傷病)を抱えた何らかの配慮を必要とする労働者に対して、治療と仕事を両立できるような取組(相談窓口等の明確化、両立支援に関する制度の整備等)がある事業所の割合は41.1%(令和3年度労働安全衛生調査(実態調査))

オ 都道府県労働局を事務局として「地域両立支援推進チーム」を設置し、自治体、医療機関、支援機関等とともに、地域におけるネットワークの構築と連携を推進(例:産業保健総合支援センターの出張相談窓口を医療機関に開設する等)(2017年5月～)

(疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり)

ア 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医等とのコミュニケーションの支援を行う両立支援コーディネーターを12,087人養成(※働き方改革実行計画の目標(2019年度までに2,000人)達成済)

・両立支援コーディネーターの職種内訳は、医療社会福祉士(16%)、企業の労務担当(14%)、看護師(14%)、保健師(9%)、社会保険労務士(8%)、キャリアコンサルタント(6%)等(平成27年度～令和3年度の研修受講修了者集計)

イ 産業保健総合支援センターに両立支援コーディネーターを配置(2017年5月～)

第13次労働災害防止計画の目標以外の実施事項に対する主な取組

化学物質等による健康障害防止対策の推進

13次防期間中のこれまでの取組

(石綿対策)

- ア 建築物に係る石綿の事前調査における主な留意点を示し、関係63団体に対して周知の依頼等を要請（2018年4月）
- イ 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程を制定し、厚生労働省、国土交通省、環境省の3省共管の制度として石綿含有建材を建築物等の解体・改修時に調査する者のための講習制度を創設（2018年10月）、石綿則を改正し（2020年7月）、要件を満たす者に事前調査を行わせることを義務付け（2023年10月施行）事前調査結果の電子システムによる報告の運用を開始（2022年4月）
- ウ 「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」報告書を踏まえて石綿障害予防規則等を改正し（2020年7月）、計画届の対象拡大など建築物等の解体・改修時の石綿等へのばく露防止対策を強化（2020年10月1日より順次施行）
- エ 珪藻土バスマット・コースター等に石綿が含まれていた事案を受け、石綿障害予防規則等を改正し（2021年5月）、石綿含有製品の流通等の再発防止を強化（2021年12月施行（一部8月施行））

(電離放射線対策)

- ア 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に従事する労働者の健康相談窓口の運営等を実施（2016年7月～）
- イ 同発電所で緊急作業に従事した労働者に対するデータベースを活用した健康管理を実施（2012年4月～）
- ウ 眼の水晶体の等価線量限度を引き下げる等の電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令を施行（2021年4月）
- エ 医療従事者の被ばく線量管理の徹底及び被ばく低減対策の取組を推進するため、放射線管理に関する自主点検及び放射線被ばく管理に関する労働安全衛生マネジメントシステムの導入支援を実施（2020年度～）

(粉じん障害対策)

- ア ずい道建設工事に従事する労働者を対象に、建設業労働災害防止協会ですい道等建設労働者健康情報管理システムの運用を開始（2019年6月～）
- イ ずい道建設工事関連の粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令を施行（2021年4月）
 - ・坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る）における切羽付近の粉じん濃度及び遊離けい酸含有率の測定の義務化
 - ・測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の着用の義務化
 - ・粉じん目標濃度レベルを3 mg/m³から2 mg/m³へ引き下げなど（2020年7月ガイドライン改正）

第13次労働災害防止計画の目標以外の実施事項に対する主な取組

企業・業界単位での安全衛生の取組の強化 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、

国民全体の安全・健康意識の高揚等

13次防期間中のこれまでの取組

- ア 労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格発効を踏まえた日本産業規格（JIS規格）の制定（2018年9月）、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正(2019年7月1日公示・適用)
- イ 「労働安全衛生マネジメントシステム」の普及が進んでいない第三次産業を中心に、説明会を実施（2019年度～）
- ウ 多店舗展開企業（小売業、飲食業）でのリスクアセスメントマニュアルの作成（2018年度）及び職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアルの作成（2018年度）並びにこれらを活用した取組を指導（2019年度～）
- エ 安全衛生優良企業公表制度の普及促進
- オ 「スポーツを通じた健康増進のための厚生労働省とスポーツ庁の連携会議」（2018年6月、2019年3月）を通じた省庁間の連携策についての検討